

平成26年6月5日

総代の皆さまへ

大阪市中心区城見1丁目4番35号
住友生命保険相互会社
代表取締役社長 橋本 雅博

平成26年定時総代会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り誠に有り難く厚く御礼申し上げます。

さて、当社平成26年定時総代会を下記のとおり開催いたします。ご多用中誠に恐縮ながら万障お繰り合わせのうえ、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、誠にお手数ながら、添付の総代会参考書類をご検討の後、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成26年7月1日（火曜日）午後5時までに当社に到着するように折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。 敬具

記

1. 日時 平成26年7月2日（水曜日）
午前10時30分から
2. 場所 大阪市中心区城見1丁目4番1号
ホテルニューオータニ大阪 2F「鳳凰の間」（案内図同封）
3. 会議の目的事項
報告事項
1. 平成25年度事業報告、貸借対照表、損益計算書および基金等変動計算書報告の件
2. 審議委員会審議事項報告の件
決議事項
第1号議案 平成25年度剰余金処分案承認の件
第2号議案 社員配当金割当ての件
第3号議案 取締役14名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件

以上

◎事業報告、計算書類および総代会参考書類に記載すべき事項を本定時総代会の前日までの間に修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.sumitomolife.co.jp>）に掲載いたしますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

添付書類

1. 平成25年度事業報告、貸借対照表、損益計算書および基金等変動計算書報告の件

平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告書

1. 保険会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

<経営環境>

平成25年度のわが国経済は、企業収益が改善する中で、個人消費の増加や設備投資の持直しがみられるなど国内需要が底堅く推移し、景気は緩やかに回復してまいりました。また、年度末にかけては、平成26年4月の消費税率引上げに伴う駆け込み需要もみられました。

生命保険業界では、お客さまの保険に対するニーズの変化を踏まえ、医療・介護・貯蓄分野における新商品の開発や保障の充実、付帯サービスの提供が進められております。また、収益の拡大を図るべく海外事業展開を進めるなど、今後の成長に向けた取組みが広がっております。

<事業の経過>

こうした状況の下、3ヵ年の中期経営計画「スミセイ中期プログラム」の最終年度である平成25年度は、引き続きブランド戦略※¹を推進する中で、お客さまに「住友生命ならではの」の価値をお届けすべく、営業職員によるサービス体制・販売体制の強化をはじめ、これまで進めてきた種々の取組みのレベルアップを図りました。

(サービス面・販売面の取組み)

個人保険分野では、営業職員を通じた保険販売を中核とし、対面での質の高いコンサルティングとサービスを通じた最適な保障の提供に努めました。また、多様化するニーズにお応えすべく、金融機関や日本郵政グループ各社を通じた保険販売に取り組むとともに、子会社を通じた保険ショップの展開などのマルチチャネル戦略を推進しました。

主要チャネルである営業職員を通じた保険販売については、営業用携帯端末「SumiseiLief（スミセイリーフ）」を活用し、ライフプランに応じて必要となる死亡保障額・介護保障額をシミュレーションすることができる「未来診断」を通じた分かりやすく納得感のあるコンサルティングの徹底に努めました。また、コンサルティング力のさらなる向上を図るべく、優秀な営業職員の採用に一層注力するとともに、入社初期の新人に対する教育の強化に取り組みました。さらに、ファイナンシャル・プランナー資格の取得推進等を通じ、医療・介護等の社会保障や税制に関する知識の向上を図るなど、営業職員一人ひとりの販売スキル・お客さま対応力のレベルアップに努めました。

※1 お客さまから見て「一番薦めたい保険会社」の実現に向け、「住友生命ならではの」の価値づくり、職員の意識・行動改革である「インナーブランディング」、社外へのイメージ戦略である「アウトナーブランディング」を推進する取組みです。

また、商品面では、お客さまのライフサイクルにあわせた合理的な形で死亡保障・介護保障や充実した医療保障を総合的に準備することができる「未来デザイン」や、がん保障特約「がんPLUS（プラス）」の販売を推進し、両商品の販売実績は堅調に推移しました。さらに、平成25年9月25日に、保険料を抑えて一生涯の死亡保障・介護保障に加え、資産形成機能も備えた終身保険の取扱いを開始しました。加えて、平成25年12月25日に、従来に比べて年金受取額の魅力を高めるとともに、保険料払込満了年齢や年金受取開始年齢の範囲を拡大した年金保険を発売しました。

このようにお客さまにとって魅力ある商品の提供に努めるとともに、付帯サービスの充実にも取り組んでおり、疾病の治療にあたってセカンドオピニオンを取得できるよう、医師の紹介・手配を行う「スミセイ・セカンドオピニオン・サービス」や、介護関連の相談についてケアマネジャー等の専門家が電話や訪問によりお答えする「スミセイ ケア・アドバイス・サービス」を導入しております。

損害保険の販売については、三井住友海上火災保険株式会社との業務提携の下、同社の自動車保険・火災保険等の販売に注力しており、その中で、企業経営者や個人事業主の方が抱える様々なリスクをカバーするため、法人向け商品の販売にも積極的に取り組みました。その結果、個人向け商品・法人向け商品ともに、販売実績は好調に推移しております。また、こうした損害保険販売を一層強化すべく、営業職員に対する同社のサポートの充実を通じて、商品提案力・お客さま対応力のさらなる向上に努めました。

一方、お客さまサービスのレベルアップという面では、定期的な訪問活動や迅速で丁寧な対応の徹底に努めておりますが、その一環として、「SumiseiLief（スミセイリーフ）」に入出金手続き等、ご加入後の事務手続きをお客さまがその場で行うことができる新たな機能「LiefDirect（リーフダイレクト）」を搭載しました。また、より一層の安心・満足の提供に向けて、保険金・給付金お支払時におけるお客さまへの着金連絡の徹底に加え、お客さまあて通知履歴を職員が参照できるシステムを構築することで対応品質の向上を図っております。さらに、消費者問題の専門家等、社外の方々のご意見を踏まえながらお客さまあて帳票の見直しを進めました。

また、金融機関を通じた保険販売については、引き続き終身保険・年金保険の販売に取り組む中で、特に、平準払商品を取り扱う金融機関数の拡大を図りました。さらに、平成25年10月1日には従来商品を改定し、将来金利が上昇した際に死亡保険金額が増加するしくみとした一時払終身保険を発売しました。なお、平成26年1月6日に、従来に比べて年金受取額の魅力を高めるとともに、保険料払込満了年齢や年金受取開始年齢の範囲を拡大した年金保険の取扱いを始めました。一方、日本郵政グループ各社を通じた保険販売については、健康に不安のある方でもお申込みいただける限定告知型の医療終身保険や、法人向けの定期保険の販売に注力しました。

さらに、住友生命グループ全体としてお客さまの多様化するニーズにお応えするための取組みを進めました。まず、保険ショップを展開している子会社のいずみライフデザイナーズ株式会社においては、引き続き新規出店を進めることで事業拡大を図りました。また、保険ショップや金融機関等を通じて医療保険を販売している子会社のメディケア生命保険株式会社において、引き続き医療終身保険「メディフィットA（エース）」の販売を推進しました。加えて、新商品の開発という面では、平成25年10月17日に、健康に不安のある方でもお申込みいただける限定告知型の医療終身保険を、平成26年1月22日に、3大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）になった時の経済的負担に備える医療保障特約を発売しました。

企業保険分野では、法人取引の維持・拡大に向けて、各企業に対する制度提案コンサルティングを推進し、福利厚生制度の充実に資する商品の提供に努めるとともに、従業員の方々を対象としたライフプランに関するセミナー等を積極的に実施するなどサービスの充実に取り組みました。また、「団体定期保険入院保障特約」を改定し、短期入院等に対する保障の充実に努めております。

海外事業については、業務提携先であるベトナムのバオベト ホールディングス (Bao Viet Holdings) において、平成25年10月より商品開発やシステム開発等の技術援助を開始しました。また、平成25年12月には、インドネシア大手国営商業銀行バンク・ネガラ・インドネシア (PT Bank Negara Indonesia (Persero) Tbk)、およびその生命保険子会社であるBNIライフ・インシュアランス (PT BNI Life Insurance) と新たに業務提携を行い、BNIライフ・インシュアランスの新株の引受けにより、同社発行済株式の約40%を取得することに合意しました。

(資産運用面の取組み)

資産運用面では、契約期間が長期にわたる生命保険契約の負債特性に応じて資産を管理するALM^{※2}の推進を基本方針として、超長期の日本国債を中心に投資を行い、安定した収益の確保と金利の変動に伴うリスクの削減を図りました。

その中で、日本国債と比較して金利が高く、資産運用収益の向上が期待できる資産への投融資に取り組み、特に、外国債券について国内および海外の金利動向等を見極め、為替リスクを適切にコントロールしながら投資を行いました。一方で、金融・経済情勢等の環境変化に適切に対応できるようリスク耐性強化に取り組んでおります。

※2 ALM (Asset Liability Management) とは、リスクを適切にコントロールしつつ収益向上を図る観点から資産と負債を総合的に管理する手法です。

(経営基盤の強化)

資本政策面では、経営基盤の強化および調達手段の多様化を図るべく、平成25年9月に米ドル建劣後特約付社債を発行し、10億米ドル(994億円※3)を調達しました。また、平成26年1月には、平成20年度に調達した永久劣後ローン1000億円の期限前弁済を実施しました。

一方、経営管理面では、業務の健全性および適切性の確保に向けて、反社会的勢力に適切に対応するとともに、お客さま情報の保管体制の見直しをはじめとしたコンプライアンス態勢やリスク管理の高度化に努めました。

<事業の成果>

こうした取り組みの結果、平成25年度の業績は次のとおりとなりました。

個人保険・個人年金保険の保有契約全体の年換算保険料は、2兆1824億円(前年度末比1.5%減)となりました。新契約の年換算保険料は、前年の金融機関を通じた一時払終身保険の販売が高水準であった影響等により、前年比26.6%減の1267億円となりました。また、解約・失効の年換算保険料は、金融機関で過去に販売した変額年金保険において、金融市場の好転により、目標としていた運用益の水準に達したご契約で解約が増加したことを要因として、前年比6.2%増の1057億円となりました。保険契約の継続率※4については、13月目継続率で96.5%(前年比1.1ポイント増)、25月目継続率で90.7%(同1.7ポイント減)となっております。

次に、団体保険の年度末の保有契約高は31兆8902億円(前年度末比1.3%減)、団体年金保険の年度末の保有契約高は2兆6577億円(同1.3%増)となりました。

【個人保険および個人年金保険】

・年換算保険料

	平成25年度末	前年度末比
年度末保有契約	2兆1824億円	1.5%減
うち生前給付保障+医療保障等	5073億円	0.5%増

- (注) 1. 年換算保険料は、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等(一時払契約等は保険料を保険期間で除した金額等)を計上しております。
2. 生前給付保障の年換算保険料は、介護給付、特定疾病給付、重度慢性疾患給付および保険料の払込みを免除する特約の給付に該当する部分の合計額です。
3. 医療保障の年換算保険料は、入院給付、手術給付等に該当する部分の合計額です。

	平成25年度	前年比
新契約	1267億円	26.6%減
うち生前給付保障+医療保障等	365億円	0.0%増

・保険金額

	平成25年度末	前年度末比
年度末保有契約高	106兆3784億円	4.3%減

- (注) 1. 新契約高には転換による純増加および保障一括見直しによる純増加を含みます。
2. 減少契約高の主なもの、死亡、満期、保険金額の減少、解約、失効です。
3. 個人保険の金額は、主たる保障額です。
4. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金との合計額です。

	平成25年度	前年比
新契約高	4兆4098億円	5.9%減
減少契約高	9兆1371億円	6.4%減

※3 通貨スワップを付したことにより確定した円貨額です。

※4 保険契約の継続率とは、対象期間内に募集した新契約の年換算保険料の合計のうち、契約後13月目(13月目継続率 募集対象年月:平成23年11月から平成24年10月まで)、25月目(25月目継続率 募集対象年月:平成22年11月から平成23年10月まで)に継続している契約の年換算保険料の割合です。

【団体保険および団体年金保険】

		平成25年度末	前年度末比
団体保険	年度末保有契約高	31兆8902億円	1.3%減
団体年金保険	年度末保有契約高	2兆6577億円	1.3%増

(注) 1. 団体保険の金額は、主たる保障額です。
2. 団体年金保険の金額は、責任準備金です。

収支の概況については、収入面では、保険料等収入が2兆5042億円（前年比20.4%減）、資産運用収益が8222億円（同8.1%減）となりました。一方、支出面では、保険金等支払金が2兆2135億円（同14.1%増）、資産運用費用が1942億円（同18.2%減）、事業費が3363億円（同7.2%減）となり、これらの結果、経常利益は2436億円（同6.7%増）となりました。これに特別損益を加えた結果、当期純剰余は1289億円（同13.9%増）となりました。

また、当期末処分剰余金は1114億円（前年比1.5%増）となりました。

次に、基礎利益は、逆ざやを吸収したうえで3982億円（前年比6.6%減）となりました。当社では、変額年金保険について、期末時点の株価や為替の水準が満期まで継続したとしても将来の年金を確実に支払うことができるよう、法令の定めに基づき標準責任準備金を積み立てておりますが、当年度末ではこの積立てのうち427億円が戻入となり、前年度より減少しました（前年度末は872億円の戻入）。これが基礎利益減少の主な要因であり、この要因を除いた実質的な収益は堅調に推移しております。また、当年度決算においては引き続き内部留保を積み増し、財務基盤の強化を図っております。

続いて、年度末の総資産については26兆4773億円（前年度末比0.0%増）となりました。

当社では、将来の保険金等のお支払いに備えて、法令の定めに基づき、標準責任準備金の対象契約については標準責任準備金を、それ以外の契約については平準純保険料式の責任準備金を積み立てており、その額は年度末で23兆2159億円（前年度末比1.3%増）となりました。なお、逆ざやの改善等を図る観点から、平成18年度より、新たに年金支払いを開始した個人年金保険契約について、原則として年金支払開始時点での標準基礎率を適用し、責任準備金を追加で積み立てております。

次に、保険金等の支払余力を表すソルベンシー・マージン比率は、888.2%（前年度末比55.4ポイント増）と引き続き十分な水準を確保しております。

<対処すべき課題>

当社では平成26年度より、3カ年の新たな中期経営計画「スミセイ中期経営計画2016」をスタートさせました。本計画においては、平成25年度までの3カ年計画「スミセイ中期プログラム」での取組みを加速し、ブランド戦略の進化と成長戦略のさらなるレベルアップに取り組んでまいります。

ブランド戦略においては、引き続き「住友生命ならではの」価値の実現に向けて、対面によるコンサルティングとサービスの一層の向上に努めてまいります。特に、若年層を中心に生命保険加入率が低下しつつあり、こうした層の消費感覚に適應する新しいコミュニケーション戦略に取り組んでまいります。あわせて、お客さま保護の徹底や品質の維持・向上を通じてお客さまにと

っての価値の向上を図りながら、経営資源を営業職員・マルチチャネル・海外事業といった分野に振り向けていくことで、住友生命グループ全体での成長を目指してまいります。

こうした取組みを進める一方、財務基盤の強化という面で、金融・経済情勢等の環境変化への適切な対応を通じて着実な運用収益の向上等に取り組むとともに、成長戦略を支える人財のさらなる能力発揮やグループベースでの経営管理のレベルアップなど、経営インフラの強化に取り組んでまいります。

本計画に掲げる種々の取組みを確実に遂行することで、引き続きお客さまから見て「一番薦めたい保険会社」の実現を目指してまいります。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度(当期)
年度末契約高		兆 億円	兆 億円	兆 億円	兆 億円
	個人保険	109 1259	102 7316	97 4876	92 9696
	個人年金保険	13 2982	13 4469	13 6181	13 4088
	団体保険	32 5640	32 3709	32 3065	31 8902
	団体年金保険	2 4302	2 4630	2 6248	2 6577
	その他の保険	2507	2437	2346	2282
		兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円
保険料等収入		3 0030 84	2 5943 34	3 1447 77	2 5042 38
資産運用収益		5329 85	6130 90	8946 22	8222 07
保険金等支払金		1 9990 01	1 8945 24	1 9401 23	2 2135 32
経常利益		1553 21	2040 57	2283 16	2436 84
当期純剰余		1103 22	1099 56	1132 22	1289 60
社員配当準備金繰入額		574 66	633 45	583 30	601 41
総 資 産		23 7368 71	23 9630 43	26 4641 07	26 4773 37

- (注) 1. その他の保険には、財形保険、財形年金保険、医療保障保険、就業不能保障保険が含まれております。
 2. 各保険種類の年度末契約高は次によります。
 a. 個人保険、団体保険の金額は、主たる保障額です。
 b. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金との合計額です。
 c. 団体年金保険の金額は、責任準備金です。

(3) 支社等及び代理店の状況

区 分	前 期 末	当 期 末	当期増減(△)
	店	店	店
支 社	71	73	2
事 業 部	11	12	1
支 部	1,516	1,441	△75
海外駐在員事務所	4	4	0
計	1,602	1,530	△72
代 理 店	498	496	△2

(注) 上記のほか、支社傘下の組織である営業支社を4店設置しております。

(4) 使用人の状況

区 分	前 期 末	当 期 末	当期増減(△)	当 期 末 現 在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
	名	名	名	歳	年	千円
内 務 職 員	11,228	11,172	△56	44	14	340
営 業 職 員	30,870	30,937	67	49		

(5) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
	百万円
シンジケートローン（平成22年1月）	102,500
住友生命劣後債権流動化特定目的会社	20,000

- (注) 1. シンジケートローン（平成22年1月）は15社からの協調融資です。
2. 住友生命劣後債権流動化特定目的会社は、劣後債権を裏付け資産とする特定社債を発行し、発行代わり金を劣後債権の購入資金に充当しております。

(6) 資金調達状況

平成25年9月に米ドル建劣後特約付社債を発行し、10億米ドル（994億円）を調達しました。
また、平成26年1月に永久劣後ローン1000億円の期限前弁済を実施しました。

(7) 設備投資状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	18,277
---------	--------

(注) 設備投資の総額は、有形固定資産及び無形固定資産に係るものです。

ロ 重要な設備の新設等

内 容
クイーンズスクエア横浜売却

(8) 重要な子会社等の状況

a. 子会社（保険業法第2条第12項に規定する子会社）

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
スミセイ情報システム株式会社	大阪府大阪市	コンピューター関連業務	昭和46年5月12日	300百万円	100%
株式会社スミセイ・サポート&コンサルティング	東京都新宿区	保険募集業	平成7年4月3日	200百万円	100%
株式会社スミセイビルマネージメント	東京都江東区	不動産維持管理業	昭和42年6月1日	100百万円	100%
いずみライフデザイナーズ株式会社	東京都港区	保険募集業	昭和58年1月4日	100百万円	100%
スミセイビジネスサービス株式会社	大阪府大阪市	事務処理代行業	昭和60年1月4日	70百万円	100%
株式会社スミセイハーマネージャー	大阪府大阪市	事務受託業	平成13年2月1日	50百万円	100%
住生物産株式会社	大阪府大阪市	物品販売業	昭和44年1月13日	10百万円	100%
株式会社シーエスエス	大阪府大阪市	収納代行業	昭和51年2月16日	10百万円	100%
メディケア生命保険株式会社	東京都江東区	生命保険業	平成21年10月1日	27,500百万円	90.91%
スミセイ保険サービス株式会社	大阪府大阪市	生保確認業	昭和53年5月1日	15百万円	80% (100%)
新宿グリーンビル管理株式会社	東京都新宿区	不動産維持管理業	昭和60年10月30日	20百万円	3.53% (64.71%)
Sumitomo Life Insurance Agency America, Inc.	New York	保険仲介業	昭和61年6月4日	5百万米ドル (514百万円)	100%

b. 関連法人等（保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等）

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
日本ビルファンドマネジメント株式会社	東京都千代田区	投資信託委託業および投資法人資産運用業	平成12年9月19日	495百万円	35%
三井住友アセットマネジメント株式会社	東京都港区	投資運用業	昭和60年7月15日	2,000百万円	27.5%
ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社	東京都中央区	確定拠出年金運営管理業	平成12年9月21日	1,600百万円	15.95%
Bao Viet Holdings	Hanoi	金融持株会社	平成19年10月15日	6,804,714 百万ベトナムドン (33,190百万円)	18.00%

- (注) 1. 当社の連結される子会社及び子法人等、持分法適用の関連法人等のうち重要なものについて記載しております。なお、上記のほか、Bao Viet Holdings傘下の生命保険業を営む会社等5社も持分法適用の関連法人等となっておりますが、記載を省略しております。
2. 当社が有する子会社等の議決権比率の（ ）内は、当社と当社の子会社が保有する議決権を合計した割合です。
3. 資本金の（ ）内には、当事業年度の末日の為替相場により換算した円貨額を記載しております。

<重要な業務提携の概況>

当社は、平成25年12月、インドネシア共和国の大手国営商業銀行であるバンク・ネガラ・インドネシア（PT Bank Negara Indonesia (Persero) Tbk）およびその生命保険子会社であるBNIライフ・インシュアランス（PT BNI Life Insurance）と新たに業務提携を行い、BNIライフ・インシュアランスの新株の引受けにより、同社発行済株式総数の約40%を取得することに合意しました。

当社は本提携を機にBNIライフ・インシュアランスへ監査役および取締役を含む役職員を派遣し、バンカシユランス、リスク管理、システム開発および資産運用などの分野で技術支援を実施するとともに、積極的に経営に参画してまいります。

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
平成25年4月2日	当社は、当社の子会社であるメディケア生命保険株式会社が行う300億円の増資の引受けを行いました（これにより、同社の議決権比率は80%から90.91%になりました）。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
横山 進一	代表取締役会長		
佐藤 義雄	代表取締役社長 社長執行役員	・ 読賣テレビ放送株式会社 社外取締役 ・ 社団法人生命保険協会 会長	
須崎 晃一	代表取締役 専務執行役員 〔法人総括部、公法人部、総合法人第1本部〕担当、総合法人第1本部長	・ 公益財団法人住友生命健康財団 理事長	
浦田 治男	代表取締役 専務執行役員 〔総務部、主計部、経理部〕担当	・ 株式会社ダイヘン 社外監査役	
橋本 雅博	代表取締役 専務執行役員		
山口 博	取締役 常務執行役員 〔内部監査企画部、内部監査部〕担当		
野呂 幸雄	取締役 常務執行役員 〔事務サービス企画部、契約サービス部、お客さまサービス部、支払管理部、保険金部、契約審査部、法人総合サービス部〕担当		
本城 正哉	取締役 常務執行役員 〔ブランドコミュニケーション部、企画部、勤労部、人事部〕担当		
篠原 秀典	取締役 常務執行役員 〔代理店事業部、代理店事業管理部、代理店営業部、情報システム部、金融法人部〕担当		
下村 弘之	取締役 常務執行役員 〔営業企画部、ウェルズ開発部、営業総括部、営業人事部、都心営業総局、大阪営業総局、北海道事業本部、神奈川・千葉事業本部〕担当、〔教育部（営業教育室）〕副担当		
乾 真人	取締役 常務執行役員 〔リスク管理統括部、コンプライアンス統括部、お客さま満足推進部〕担当	・ サカタインクス株式会社 社外監査役	
藤 洋作	取締役 (社外役員)	・ 関西電力株式会社 顧問 ・ 株式会社原子力安全システム研究所 代表取締役会長 ・ エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 社外取締役 ・ 一般財団法人省エネルギーセンター 会長 (代表理事)	

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
蒲野 宏之	取締役 (社外役員)	・蒲野総合法律事務所 代表弁護士 ・株式会社小松製作所 社外監査役 ・日本碍子株式会社 社外取締役	
藤沼 亜起	取締役 (社外役員)	・日本公認会計士協会 相談役 ・住友商事株式会社 社外監査役 ・野村ホールディングス株式会社 社外取締役 ・野村證券株式会社 社外取締役 ・武田薬品工業株式会社 社外監査役 ・株式会社セブン&アイ・ホールディングス 社外監査役	
青戸 雅之	監査役 (常勤)	・メディケア生命保険株式会社 社外監査役	
八木 信之	監査役 (常勤)	・Bao Viet Holdings Member of the Supervisory Board	
本林 徹	監査役 (社外役員)	・井原・本林法律事務所 パートナー ・株式会社日立製作所 社外取締役 ・日本電信電話株式会社 社外監査役	
大日向 雅美	監査役 (社外役員)	・恵泉女学園大学大学院平和学研究科 教授 ・特定非営利活動法人あい・ぼーとステーション 代表理事	
杉山 武彦	監査役 (社外役員)	・成城大学社会イノベーション学部 教授 ・原子力損害賠償支援機構 理事長	

- (注) 1. 平成26年4月1日付で、代表取締役会長横山進一は取締役顧問に、代表取締役社長佐藤義雄は代表取締役会長に、代表取締役専務執行役員橋本雅博は代表取締役社長に就任しました。また、同日付で、代表取締役専務執行役員浦田治男は代表取締役副社長執行役員に、取締役常務執行役員山口博および同下村弘之は代表取締役専務執行役員に、取締役常務執行役員野呂幸雄および同本城正哉は取締役専務執行役員に就任しました。
2. 平成26年4月1日付で、社団法人生命保険協会は一般社団法人に移行しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	15	665
監査役	6	120
計	21	786

- (注) 1. 総代会決議（平成18年7月4日）による取締役の報酬等限度額は年額8億4000万円以内（報酬等限度額には使用人兼務取締役の使用人分の給与および賞与は含みません）です。
2. 総代会決議（平成18年7月4日）による監査役の報酬等限度額は年額1億4400万円以内です。
3. 取締役の報酬等に関する事項については、社外取締役を中心に構成される「コーポレートガバナンス委員会」を設置し、同委員会の審議・答申を経て取締役会にて決定しております。
4. 取締役の報酬等の方針は以下のとおりです。
- 契約者およびその他ステークホルダーに対する説明責任を果たしえる公正かつ合理性の高い報酬内容とする。
 - 企業価値の増大に向けた役員へのインセンティブを高める報酬内容とする（社外取締役に対しては、本項目は適用しない）。
 - 報酬等の水準は、他社水準等を勘案し、誠実な業務遂行等を通じて持続的・安定的に成長する会社を目指すという役員の役割と責任および業績に報いるに相応しいものとする。
 - 優秀な人材を当社の経営陣として確保することができる報酬内容とする。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

a. 他の法人等の業務執行者との兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
藤 洋 作	株式会社原子力安全システム研究所 代表取締役会長 当社と株式会社原子力安全システム研究所の間に特別な関係はありません。 一般財団法人省エネルギーセンター 会長（代表理事） 当社は、一般財団法人省エネルギーセンターと保険の取引があります。
蒲 野 宏 之	蒲野綜合法律事務所 代表弁護士 当社と蒲野綜合法律事務所の間に特別な関係はありません。
本 林 徹	井原・本林法律事務所 パートナー 当社と井原・本林法律事務所の間に特別な関係はありません。
大日向 雅 美	恵泉女学園大学大学院平和学研究科 教授 当社と学校法人恵泉女学園の間に特別な関係はありません。 特定非営利活動法人あい・ぼーとステーション 代表理事 当社は、特定非営利活動法人あい・ぼーとステーションに対し、子育て支援に関連した助成を行っております。
杉 山 武 彦	成城大学社会イノベーション学部 教授 当社と学校法人成城学園の間に特別な関係はありません。 原子力損害賠償支援機構 理事長 当社と原子力損害賠償支援機構の間に特別な関係はありません。

b. 他の法人等の社外役員との兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
藤 洋 作	エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 社外取締役 当社は、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の株式を保有しております。
蒲 野 宏 之	株式会社小松製作所 社外監査役 当社は、株式会社小松製作所と保険の取引があります。また、同社の株式を保有しております。 日本碍子株式会社 社外取締役 当社は、日本碍子株式会社の株式を保有しております。
藤 沼 重 起	住友商事株式会社 社外監査役 当社は、住友商事株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。 野村ホールディングス株式会社 社外取締役 当社は、野村ホールディングス株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有しております。 野村証券株式会社 社外取締役 当社と野村証券株式会社の間に特別な関係はありません。 武田薬品工業株式会社 社外監査役 当社は、武田薬品工業株式会社の株式、債券を保有しております。 株式会社セブン&アイ・ホールディングス 社外監査役 当社は、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの株式、債券を保有しております。

氏 名	兼職その他の状況
本 林 徹	<p>株式会社日立製作所 社外取締役 当社は、株式会社日立製作所と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。</p> <p>日本電信電話株式会社 社外監査役 当社は、日本電信電話株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。</p>

- c. 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係
 該当事項はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
藤 洋 作	平成19年7月3日就任	取締役会14回開催、うち14回出席	電力会社の代表取締役経験者として、当社の経営について有益な発言を行っております。
蒲 野 宏 之	平成19年7月3日就任	取締役会14回開催、うち14回出席	法律の専門家として、当社の経営について有益な発言を行っております。
藤 沼 亜 起	平成20年7月1日就任	取締役会14回開催、うち14回出席	企業会計の専門家として、当社の経営について有益な発言を行っております。
本 林 徹	平成20年7月1日就任	取締役会14回開催、うち13回出席 監査役会12回開催、うち11回出席	法律の専門家として、当社の経営について有益な発言を行っております。
大日向 雅 美	平成21年7月2日就任	取締役会14回開催、うち13回出席 監査役会12回開催、うち12回出席	社会保障分野の専門家として、当社の経営について有益な発言を行っております。
杉 山 武 彦	平成23年7月5日就任	取締役会14回開催、うち13回出席 監査役会12回開催、うち12回出席	経済学の専門家として、当社の経営について有益な発言を行っております。

(注) 「取締役会への出席状況」および「取締役会における発言その他の活動状況」の欄には、監査役の監査役会への出席状況および監査役会における発言状況を含めて記載しております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
藤 洋 作 蒲 野 宏 之 藤 沼 亜 起 本 林 徹 大日向 雅 美 杉 山 武 彦	保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第425条第1項第1号に掲げる額に限定する。

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	6	72	—

4. 基金に関する事項

(1) 基金拠出額

270,000百万円

(2) 当年度末基金拠出者数

8名

(3) 基金拠出者

基金拠出者の氏名又は名称	当社への基金拠出状況	
	基金拠出額	基金拠出割合
	百万円	%
株式会社三井住友銀行	71,000	26.29
住友生命第3回基金流動化特定目的会社	70,000	25.92
住友生命第5回基金流動化特定目的会社	50,000	18.51
住友生命第4回基金流動化特定目的会社	30,000	11.11
三井住友信託銀行株式会社	26,000	9.62
株式会社みずほ銀行	15,000	5.55
三井住友海上火災保険株式会社	6,000	2.22
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,000	0.74

(注) 住友生命第3回基金流動化特定目的会社、住友生命第4回基金流動化特定目的会社および住友生命第5回基金流動化特定目的会社は、基金債権を裏付け資産とする特定社債を発行し、発行代わり金を基金債権の購入資金に充当しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 天野 秀樹 指定有限責任社員 鈴木 敏夫 指定有限責任社員 辰巳 幸久	公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額 162※ ※当社と会計監査人との監査契約において、保険業法に基づく監査と金融商品取引法に準じた監査の監査報酬の額を明確に区分できないため、その合計額を記載しております。	当社は、会計監査人に対して、左記の公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務以外の業務である団体年金保険管理・特別勘定運用業務、退職給付債務（PBO）計算業務および年金制度管理業務に係る内部統制の検証業務等についての対価を支払っております。

(注) 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は262百万円です。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、監査役会が保険業法第53条の9第1項の定めに関連すると判断した場合には、監査役全員の同意を得て会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人の職務遂行状況などを勘案し不再任を決定する方針です。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、経営の根本精神を表した企業理念である「経営の要旨」を頂点とし、「経営の要旨」に示された当社の普遍的な使命をCSRの視点から再整理した「CSR経営方針」、および中長期的に実現すべき顧客視点から見た会社のめざすべき姿を示す「住友生命ブランドビジョン」を経営方針としている。

これらによって構成される経営方針に則り、業務の健全性および適切性の確保に向けた内部統制システムの整備に係る基本方針として、保険業法第53条の14第4項第6号の規定に基づき取締役会が本方針を定め、役職員に対して周知徹底を図るとともに法令に基づく開示を行う。

当社は、本方針に則って内部統制システムを整備するとともに、取締役会においてその実効性を検証し、必要な改善を図ることとする。

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- a. 経営方針および役職員の行動の基本原則を定めた「住友生命グループ行動憲章」によって、高い企業倫理に則った適正な事業活動の遂行を図る。
- b. 法令等遵守に関する基本的な枠組みを定めた「法令等遵守方針」、保険募集の適正確保に向けた「保険募集管理方針」、および「内部監査方針」に基づき、以下のとおり法令等遵守を徹底する。
 - (1) コンプライアンス統括部が全社の法令等遵守に関する事項を一元的に管理するとともに、内部監査企画部および内部監査部（以下、「内部監査部門」という。）が内部監査を通じて法令等遵守に関する検証を行う。
 - (2) 内部通報制度を設けるとともに公益通報者の保護を図ることで、自浄機能を高める。
 - (3) コンプライアンス統括部担当執行役員は、法令等遵守に関する重要事項を取締役に報告するとともに、監査役との意思疎通を図る。
- c. 取締役の選任議案の決定にあたっては、当該候補者の知識経験および社会的信用等を適切に勘案する。
- d. 取締役の職務執行に対する監督の強化を図るため、社外取締役を置く。
- e. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応方針」に基づき、断固たる態度で組織的に対応することにより、同勢力との関係を遮断し排除する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

保存すべき情報および保存期間を規定する「情報保存規程」に基づき情報の保存および管理を行い、保存期間内の情報を閲覧できるものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 全社の統合的なリスク管理に関する基本的な枠組みを定めた「統合的リスク管理方針」、およびリスクの種類に応じた各リスク管理方針に基づき、以下のとおりリスク管理を行う。
 - (1) リスク管理統括部が全社の統合的なリスク管理を行うとともに、各リスク管理部門が各リスクを管理する。
 - (2) リスク管理統括部担当執行役員は、リスク管理に関する重要事項を取締役に報告するとともに、監査役との意思疎通を図る。
- b. 通常のリスク管理だけでは対処できないような危機発生時の対応を定めた「危機管理規程」に基づき、危機対応を行う。また、危機発生により、業務の継続が通常の方法では困難となる場合は、「業務継続計画（BCP）」に基づき、重要業務継続に向けた対応を行う。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 組織・事務分掌を定めた「組織規程」および決裁方法・職位を定めた「職務権限規程」等の社内規定に基づき、業務の適切かつ効率的な役割分担と相互牽制を図る。
- b. 経営計画の枠組みを定めた「経営計画規程」に基づき経営計画を策定し業務を執行するとともに、定期的に振り返りを行い必要な改善を図る。

⑤相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 当社および実質子会社を含む子会社等（「子会社等指導管理規程」に定めるもの）それぞれが高い企業倫理に則り公正な事業活動を行うことで、企業集団の業務の適正が確保されるよう、「住友生命グループ行動憲章」を制定する。
- b. 「子会社等指導管理規程」および指導管理に関する契約に基づき、子会社等に対し法令等遵守・リスク管理等に関する指導管理を行うとともに、内部監査を実施する。
- c. 必要に応じて当社の役職員を子会社等の監査役または取締役として派遣し、子会社等の内部統制システムの有効性を確認する。

⑥顧客保護が図られることを確保するための体制

お客さまの保護および利便性の向上に向けた各管理方針に基づき、保険金等の支払をはじめとする保険契約にかかる業務の管理を行うとともに、お客さま情報の保護およびお客さまの利益が不当に害されることがないように利益相反の管理等を行う。

⑦内部監査の実効性を確保するための体制

- 内部監査の実効性が確保されるよう「内部監査方針」を定め、以下のとおり内部監査を行う。
- (1) 内部監査部門が内部監査を通じて内部管理態勢等の適切性・有効性の検証を行う。
 - (2) 内部監査部門の担当執行役員は、内部監査に関する重要事項を取締役に報告するとともに、監査役との意思疎通を図る。

⑧監査役の職務を補助すべき使用人およびその独立性に関する事項

- a. 監査役会が定める「監査規則」に基づき、監査役室を置く。
- b. 監査役室に関する以下の事項について監査役と協議を行う。
 - (1) 定員および予算
 - (2) 所属職員の異動、給与、考課および賞罰

⑨取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、以下の事項を監査役に報告する。

- (1) 担当執行役員以上の職位によって決裁された事項
- (2) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- (3) 法令または定款に違反する重大な事実
- (4) 内部通報制度における通報状況
- (5) 内部監査の実施状況およびその結果
- (6) その他監査役が報告を求める事項

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

前2項に定めるもののほか、取締役は「監査規則」に留意し、監査役と意思疎通・情報交換を行うなど監査役の監査が実効的に行われるために必要な体制を確保する。

7. その他

<相互会社制度運営に関する事項>

1. 平成25年9月11日、大阪府において総代候補者選考委員会が開催され、平成27年総代改選についての候補者の選考方針等が決定されました。
2. 当年度中の審議委員会開催状況は次のとおりです。
 - a. 平成25年5月24日、東京都において審議委員会を開催し、平成24年度事業概況および決算案等について報告しました。
 - b. 平成25年11月21日、東京都において審議委員会を開催し、平成25年度上半期事業概況等について報告しました。
3. 当年度中に全国各地の支社等において、合計90回ご契約者懇談会を開催し、1,696名のご契約者に出席いただきました。
4. 当年度末現在の社員数は6,762,239名、総代数は178名です。

<商品に関する事項>

1. 平成25年10月1日、予定利率変動型5年ごと利差配当付通増終身保険（一時払い）「ふるはーとW（ダブル）ステップ」を発売しました。主な特長は以下のとおりです。
 - ・ご契約当初10年間の死亡保険金額を低く設定することで、10年経過以後の死亡保険金額を大きくしております。
 - ・ご契約日以降20年ごとに金利情勢に応じて予定利率を見直すしくみを導入し、将来金利が上昇した際に死亡保険金額の増加が期待できる内容としております。
2. 平成25年10月1日、予定利率変動型5年ごと利差配当付終身保険（一時払い）「ふるはーとS（エス）アドバンス」を発売しました。主な特長は以下のとおりです。
 - ・死亡・高度障害保険金は、ご契約当初から一時払保険料を上回ります。
 - ・ご契約日以降20年ごとに金利情勢に応じて予定利率を見直すしくみを導入し、将来金利が上昇した際に死亡・高度障害保険金額の増加が期待できる内容としております。
3. 平成25年12月25日、5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険(14)「たのしみワンダフル」を発売しました。主な特長は以下のとおりです。
 - ・保険料払込期間中の死亡給付金を既払込保険料相当額に抑えることで、年金受取額が多くなるしくみとしております。
 - ・ご契約時に保険料払込期間満了年齢や年金受取開始年齢を幅広く設定できるため、よりお客様のライフプランにあわせた設計が可能です。また、この保険のしくみを活用したお子さま向けプラン「たのしみキャンパス」も発売しております。
4. 団体定期保険入院保障特約および団体定期保険こども入院保障特約を改定し、平成25年10月1日よりご案内を開始しました（なお、本商品の新規付加の開始は平成26年5月以降になります）。主な特長は以下のとおりです。
 - ・従来、継続して5日以上入院された場合を入院給付金の支払対象としておりましたが、これを2日以上入院に改めるとともに、入院給付金額についても、入院1日目から日数に応じてお支払いするようにしました。
 - ・入院保障充実給付金を新設し、入院給付金の支払対象となる入院1回につき、入院給付日額の5倍をお支払いするようにしました。

<社会・文化貢献活動に関する事項>

1. 東日本大震災により被災された方々への支援として、被災地でのボランティア活動を推進するとともに、復興支援に取り組む団体へ助成を行いました。
2. 少子化対策支援事業「未来を強くする子育てプロジェクト」では、子育て支援活動の表彰、女性研究者への支援の公募2事業を実施するとともに、全国的に子育て支援活動を行っている2団体への助成等を行いました。
3. 全国の学童保育等の運営を支援する「スマセイアフタースクールプロジェクト」を開始し、「いのち」「健康」「未来」をテーマとした出張授業等を実施する団体へ助成を行いました。

4. 地域社会への取組みとして、各地で職員が海岸清掃等のボランティア活動を行う「スマイ・ヒューマニー活動」を推進しました。また、誰もが安心していきいきと暮らせる町づくりに取り組む団体へ助成を行いました。
5. 地球環境保全事業として、「サンゴ礁保全プロジェクト」を実施し、サンゴ礁の保全に取り組む2団体へ助成を行いました。
6. 認知症ケア支援事業では、認知症サポーターの養成に取り組むとともに、認知症に関する社会貢献活動を実施している2団体へ助成を行いました。
7. 全国の病院や高齢者施設等において開催されるボランティアコンサートに協賛しました。
8. 乳がんの早期発見、早期診断、早期治療の大切さを伝えるピンクリボン運動を応援しており、使用済み切手の回収を通じた「乳がんをなくすほほえみ基金」への寄付や、「乳がん啓発セミナー」の実施等を通じた啓発活動に取り組んでおります。加えて、がんに関する様々な活動を行っている3団体へ助成を行いました。
9. 24時間テレビ36「愛は地球を救う」に協賛し、番組と連携した募金活動等を行いました。
10. 第28回「全国縦断チャリティコンサート」については、全国で24公演開催しました。ご協力いただいた募金は、各地の福祉事業にお役立ていただくとともに、その一部を活用して東日本大震災により被災された学校へピアノの寄贈を行います。
11. 第37回「こども絵画コンクール」については、各地で作品を募集し、20万点を超えるご応募をいただきました。また、応募いただいた画用紙の枚数等に応じて、児童の福祉増進のための寄付を行いました。
12. 当年度中に「社会及び契約者福祉増進基金」から総額6億2146万5935円の助成を行いました。その内訳は、少子化・子育て支援事業に1億2081万3204円、地域社会・国際社会関連事業等に2321万2211円、地球環境保全事業に2090万円、介護・医療関連事業に2034万520円、芸術・文化支援事業に120万円、一般財団法人住友生命福祉文化財団に3億8500万円、公益財団法人住友生命健康財団に5000万円です。

<会社役員に関する事項>

1. 平成25年7月2日、定時総代会において、取締役横山進一、佐藤義雄、須崎晃一、浦田治男、橋本雅博、山口博、野呂幸雄、本城正哉、篠原秀典、下村弘之、乾真人、藤洋作、蒲野宏之および藤沼亜起の14名が再任され、就任しました。また、監査役に大日向雅美が再任され、八木信之が新たに選任され、就任しました。
2. 平成25年7月2日、臨時取締役会において、取締役横山進一は代表取締役会長に、取締役佐藤義雄は代表取締役社長に、取締役須崎晃一、同浦田治男および同橋本雅博の3名は代表取締役に選定され、それぞれ就任しました。
3. 平成25年7月2日、監査役会において、監査役八木信之は常勤の監査役に選定され、就任しました。

平成25年度 (平成26年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	100,488	保険契約準備金	23,601,900
現 金	255	支 払 備 金	107,667
預 貯 金	100,232	責 任 準 備 金	23,215,973
コ ー ル ロ ー ン	471,100	社 員 配 当 準 備 金	278,259
買 入 金 銭 債 権	289,088	再 保 險 借	120
有 価 証 券	22,034,382	社 債	99,480
国 債	11,010,645	そ の 他 負 債	1,142,512
地 方 債	105,843	債券貸借取引受入担保金	556,184
社 債	2,534,563	借 入 金	122,500
株 式	1,738,128	未 払 法 人 税 等	20,044
外 国 証 券	6,162,983	未 払 金	22,505
そ の 他 の 証 券	482,218	未 払 費 用	36,007
貸 付 金	2,465,539	前 受 収 益	1,616
保 險 約 款 貸 付	335,002	預 り 金	54,985
一 般 貸 付	2,130,536	預 り 保 証 金	33,883
有 形 固 定 資 産	710,134	金 融 派 生 商 品	275,801
土 地	430,073	リ ー ス 債 務	4,238
建 物	269,512	資 産 除 去 債 務	1,956
リ ー ス 資 産	4,204	仮 受 金	12,788
建 設 仮 勘 定	1,626	退 職 給 付 引 当 金	18,839
その他の有形固定資産	4,717	価 格 変 動 準 備 金	231,447
無 形 固 定 資 産	23,694	再評価に係る繰延税金負債	22,164
ソ フ ト ウ ェ ア	18,568		
その他の無形固定資産	5,125	負 債 の 部 合 計	25,116,465
代 理 店 貸	3	(純資産の部)	
再 保 險 貸	255	基 金	270,000
そ の 他 資 産	256,909	基 金 償 却 積 立 金	369,000
未 収 金	44,250	再 評 価 積 立 金	2
前 払 費 用	23,260	剩 余 金	375,553
未 収 収 益	114,284	損 失 填 補 準 備 金	4,604
預 託 金	3,915	そ の 他 剩 余 金	370,948
先物取引差入証拠金	7,081	基 金 償 却 準 備 金	92,600
金 融 派 生 商 品	13,339	価 格 変 動 積 立 金	165,000
仮 払 金	45,514	社会及び契約者福祉増進基金	1,634
そ の 他 の 資 産	5,264	別 途 積 立 金	223
前 払 年 金 費 用	4,514	当 期 未 処 分 剩 余 金	111,491
繰 延 税 金 資 産	123,415	基 金 等 合 計	1,014,555
貸 倒 引 当 金	△2,189	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	421,279
		土 地 再 評 価 差 額 金	△74,963
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	346,316
		純 資 産 の 部 合 計	1,360,872
資 産 の 部 合 計	26,477,337	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	26,477,337

- (注) 1. 有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年11月16日 日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券のうち、時価のある株式については3月中の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のあるそれ以外のものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法によっております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 個人保険・個人年金保険、企業年金保険等に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年11月16日 日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成13年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の合計額を下回った額 20,556百万円

5. 有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。

建物

定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間に基づく定額法によっております。

その他の有形固定資産

定率法によっております。

6. 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算してしております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算してしております。

7. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、217百万円です。

8. 退職給付引当金は、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法は、次のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	期間定額基準
数理計算上の差異の処理年数	翌期から8年

退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

なお、退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	307,439百万円
勤務費用	11,242百万円
利息費用	6,148百万円
数理計算上の差異の当期発生額	2,045百万円
退職給付の支払額	△27,079百万円
期末における退職給付債務	<u>299,797百万円</u>

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	235,827百万円
期待運用収益	2,697百万円
数理計算上の差異の当期発生額	26,287百万円
事業主からの拠出額	13,192百万円
退職給付の支払額	△12,899百万円
期末における年金資産	<u>265,105百万円</u>

③退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	299,797百万円
年金資産	△265,105百万円
	34,691百万円
未認識数理計算上の差異	△20,365百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	14,325百万円
退職給付引当金	18,839百万円
前払年金費用	△4,514百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	14,325百万円

④退職給付に関連する損益

勤務費用	11,242百万円
利息費用	6,148百万円
期待運用収益	△2,697百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	11,864百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	26,558百万円

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

株式	43%
生命保険一般勘定	41%
債券	9%
その他	7%
合計	100%

年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が43%含まれています。

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりです。

割引率	2.0%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	1.9%
退職給付信託	0.0%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、831百万円です。

なお、保険業法施行規則の改正に伴い、貸借対照表において、従来、その他の資産に含めていた前払年金費用を、当期より前払年金費用として区分掲記しております。

9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。
10. リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

11. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（平成18年8月11日 企業会計基準委員会 企業会計基準第10号）に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債（負債）等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ、並びに為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っております。
なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。

12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

13. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。

- (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
- (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、平成18年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約（予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）を除く）については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成8年大蔵省告示第48号）を適用（ただし、平成18年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007（年金開始後用）を適用）して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。

14. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

15. 当期末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は、「退職給付に関する会計基準」（平成24年5月17日 企業会計基準委員会 企業会計基準第26号）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成24年5月17日 企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第25号）です。平成26年度より適用を予定しており、適用による影響は現在評価中です。

16. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりです。

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理（ALM）を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債（国債、地方債及び社債）については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク）及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式（外国証券の中にも含まれる株式を含む）については、市場リスク（株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。

貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。借入金のうち変動金利のものについては、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップ取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。

為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。

金利スワップ取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に変動金利の貸付金をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。

なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。

市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク (VaR) を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット (含み損益や売却損益を考慮) と比較することで管理しております。なお、資産・負債ポートフォリオの価値は日々変動するため、モニタリングは日次ベースで行っております。

信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュー・アット・リスク (VaR) を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当期末における主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
現金及び預貯金	100,488	100,488	—
うち、その他有価証券	37,997	37,997	—
コールローン	471,100	471,100	—
買入金銭債権	289,088	291,095	2,006
うち、その他有価証券	246,599	246,599	—
有価証券※1	21,437,379	22,624,834	1,187,455
売買目的有価証券	2,526,847	2,526,847	—
満期保有目的の債券	1,849,463	2,043,711	194,248
責任準備金対応債券	11,017,008	12,016,439	999,431
子会社株式及び関連会社株式	33,173	26,949	△6,224
その他有価証券	6,010,886	6,010,886	—
貸付金	2,465,539		
貸倒引当金※2	△1,610		
	2,463,928	2,539,338	75,410
社債	99,480	108,296	8,816
債券貸借取引受入担保金	556,184	556,184	—
借入金	122,500	124,865	2,365
デリバティブ取引※3	(262,462)	(262,462)	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(13,275)	(13,275)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(249,187)	(249,187)	—

※1 非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては含めておりません。当該非上場株式等の当期末における貸借対照表計上額は597,003百万円です。

※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

①現金及び預貯金、コールローン

帳簿価額を時価としております。ただし、預貯金のうち「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会 企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものは、3月末日の市場価格等によっております。

②買入金銭債権

3月末日の市場価格等によっております。

③有価証券

その他有価証券のうち時価のある株式については、3月中の市場価格の平均によっております。

それ以外の有価証券については、3月末日の市場価格等によっております。

④貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、原則として直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

負債

①社債

3月末日の市場価格によっております。

②債券貸借取引受入担保金

時価が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。

③借入金

将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格を時価としております。

デリバティブ取引

3月末日の市場価格等によっております。

なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている有価証券及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該有価証券及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 有価証券(「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会 企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを含む)に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

①満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	525,805	546,991	21,185
	外国証券(公社債)	1,314,572	1,487,837	173,265
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	9,084	8,882	△202
	外国証券(公社債)	—	—	—
合 計		1,849,463	2,043,711	194,248

②責任準備金対応債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	10,572,822	11,570,465	997,643
	外国証券(公社債)	92,347	96,975	4,627
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	346,838	344,052	△2,785
	外国証券(公社債)	5,000	4,946	△54
合 計		11,017,008	12,016,439	999,431

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	取得原価又は 償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	買入金銭債権	190,138	202,117	11,978
	公社債	881,390	903,980	22,590
	株式	576,369	955,445	379,075
	外国証券	3,353,180	3,567,687	214,507
	公社債	3,352,490	3,566,923	214,432
	株式等	689	764	75
	その他の証券	18,833	26,895	8,062
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	譲渡性預金	38,000	37,997	△2
	買入金銭債権	44,496	44,481	△14
	公社債	168,484	168,311	△173
	株式	196,684	166,978	△29,705
	外国証券	223,059	216,396	△6,663
	公社債	217,822	212,412	△5,409
	株式等	5,237	3,983	△1,253
	その他の証券	5,802	5,192	△610
合 計		5,696,439	6,295,483	599,044

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他負債の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預貯金	100,235	—	—	—
コールローン	471,100	—	—	—
買入金銭債権	44,225	1,923	921	230,282
有価証券	835,022	2,908,059	2,879,197	10,764,727
満期保有目的の債券	158,244	187,569	232,496	1,252,411
責任準備金対応債券	282,173	1,173,919	535,885	8,971,430
その他有価証券	394,604	1,546,570	2,110,815	540,885
貸付金※	283,337	1,111,173	551,610	80,903
社債	—	—	—	99,480
債券貸借取引受入担保金	556,184	—	—	—
借入金※	20,000	—	—	—

※ 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

17. 当社では、東京都その他の地域において、賃貸等不動産（賃貸用オフィスビル等（土地を含む））を有しており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額は499,414百万円、時価は475,823百万円です。

なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。

また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務1,534百万円を計上しております。

18. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、745,359百万円です。
19. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、1,400百万円です。なお、それぞれの内訳は、以下のとおりです。
 貸付金のうち、破綻先債権額はありませぬ。延滞債権額は、1,139百万円です。
 上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額、40百万円です。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金で破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金、並びに資産の自己査定上の「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸付金で未収利息が発生しないものです。
 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は、0百万円です。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は、260百万円です。
 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。
20. 有形固定資産の減価償却累計額は、451,494百万円です。
21. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、2,732,872百万円です。なお、負債の額も同額です。
22. 子会社等に対する金銭債権の総額は、251百万円、金銭債務の総額は、1,434百万円です。
23. 繰延税金資産の総額は、343,042百万円、繰延税金負債の総額は、203,751百万円です。
 繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、15,875百万円です。
 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 169,564百万円、価格変動準備金 71,123百万円及び退職給付引当金 40,147百万円です。
 繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額 186,890百万円です。
 なお、当期における税効果会計適用の法定実効税率は30.73%です。「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）の公布に伴い、従来の税効果会計適用の法定実効税率は、回収又は支払が見込まれる期間が平成26年4月1日から平成27年3月31日までのものについて、33.28%から30.73%に変更されております。税効果会計適用後の法人税等の負担率は22.8%であり、法定実効税率33.28%との差異の主な内訳は、社員配当準備金繰入額 △12.5%です。
 税率変更により、当期末における繰延税金資産は2,505百万円減少し、再評価に係る繰延税金負債は16百万円増加しております。また、法人税等調整額は2,505百万円増加しております。
24. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- | | |
|-------------|------------|
| 当期首現在高 | 291,521百万円 |
| 前期剰余金よりの繰入額 | 58,330百万円 |
| 当期社員配当金支払額 | 72,022百万円 |
| 利息による増加等 | 429百万円 |
| 当期末現在高 | 278,259百万円 |

25. 子会社等の株式の総額は、105,464百万円です。
26. 担保に提供している資産の額は、有価証券589,173百万円です。
27. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は、16百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は、85百万円です。
28. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、421,282百万円です。
29. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、8,172百万円です。
30. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された外貨建劣後特約付社債です。
31. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金です。
32. 外貨建資産の額は、4,301,000百万円です。（主な外貨額 14,543百万米ドル、10,457百万ユーロ、11,237百万豪ドル）
外貨建負債の額は、2,049百万円です。（主な外貨額 12百万米ドル、4百万ユーロ）
33. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当期末における当社の今後の負担見積額は、43,927百万円です。
なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

平成25年度 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収 益	3,431,588
保 険 料 等 収 入	2,504,238
保 再 準 資 利 預 有 貸 不 売 有 為 貸 所 特 年 保 退 所	2,500,081
保 険 保 備 金 運 用 金 等 収 入	507
保 再 準 資 利 預 有 貸 不 売 有 為 貸 所 特 年 保 退 所	3,649
保 険 保 備 金 運 用 金 等 収 入	822,207
保 再 準 資 利 預 有 貸 不 売 有 為 貸 所 特 年 保 退 所	544,860
保 険 保 備 金 運 用 金 等 収 入	59
保 再 準 資 利 預 有 貸 不 売 有 為 貸 所 特 年 保 退 所	438,135
保 険 保 備 金 運 用 金 等 収 入	53,826
保 再 準 資 利 預 有 貸 不 売 有 為 貸 所 特 年 保 退 所	46,655
保 険 保 備 金 運 用 金 等 収 入	6,183
保 再 準 資 利 預 有 貸 不 売 有 為 貸 所 特 年 保 退 所	0
保 険 保 備 金 運 用 金 等 収 入	40,408
保 再 準 資 利 預 有 貸 不 売 有 為 貸 所 特 年 保 退 所	1,749
保 険 保 備 金 運 用 金 等 収 入	1,089
保 再 準 資 利 預 有 貸 不 売 有 為 貸 所 特 年 保 退 所	1,941
保 険 保 備 金 運 用 金 等 収 入	232,159
保 再 準 資 利 預 有 貸 不 売 有 為 貸 所 特 年 保 退 所	105,142
保 険 保 備 金 運 用 金 等 収 入	17,068
保 再 準 資 利 預 有 貸 不 売 有 為 貸 所 特 年 保 退 所	74,063
保 険 保 備 金 運 用 金 等 収 入	814
保 再 準 資 利 預 有 貸 不 売 有 為 貸 所 特 年 保 退 所	13,196
経常費 用	3,187,904
保 険 金 等 費 支 払	2,213,532
保 年 給 解 所 再 責 支 責 社 資 支 有 有 金 貸 所 事 所 保 税 減 所	547,122
保 険 金 等 費 支 払	465,550
保 年 給 解 所 再 責 支 責 社 資 支 有 有 金 貸 所 事 所 保 税 減 所	408,423
保 険 金 等 費 支 払	726,754
保 年 給 解 所 再 責 支 責 社 資 支 有 有 金 貸 所 事 所 保 税 減 所	65,025
保 険 金 等 費 支 払	655
保 年 給 解 所 再 責 支 責 社 資 支 有 有 金 貸 所 事 所 保 税 減 所	306,601
保 険 金 等 費 支 払	5,035
保 年 給 解 所 再 責 支 責 社 資 支 有 有 金 貸 所 事 所 保 税 減 所	301,136
保 険 金 等 費 支 払	429
保 年 給 解 所 再 責 支 責 社 資 支 有 有 金 貸 所 事 所 保 税 減 所	194,228
保 険 金 等 費 支 払	9,641
保 年 給 解 所 再 責 支 責 社 資 支 有 有 金 貸 所 事 所 保 税 減 所	9,371
保 険 金 等 費 支 払	130
保 年 給 解 所 再 責 支 責 社 資 支 有 有 金 貸 所 事 所 保 税 減 所	144,999
保 険 金 等 費 支 払	14,071
保 年 給 解 所 再 責 支 責 社 資 支 有 有 金 貸 所 事 所 保 税 減 所	16,013
保 険 金 等 費 支 払	336,386
保 年 給 解 所 再 責 支 責 社 資 支 有 有 金 貸 所 事 所 保 税 減 所	137,153
保 険 金 等 費 支 払	94,193
保 年 給 解 所 再 責 支 責 社 資 支 有 有 金 貸 所 事 所 保 税 減 所	18,894
保 険 金 等 費 支 払	14,150
保 年 給 解 所 再 責 支 責 社 資 支 有 有 金 貸 所 事 所 保 税 減 所	9,914
経常利 益	243,684
特 定 資 産 等 利 処 分 益	9,296
特 定 資 産 等 利 処 分 益	9,296
特 定 資 産 等 損 処 分 失 損 額	85,747
特 定 資 産 等 損 処 分 失 損 額	9,545
特 定 資 産 等 損 処 分 失 損 額	50,662
特 定 資 産 等 損 処 分 失 損 額	24,900
特 定 資 産 等 損 処 分 失 損 額	16
特 定 資 産 等 損 処 分 失 損 額	621
税 引 前 当 期 純 住 剩 余 税 額 計 余	167,233
税 引 前 当 期 純 住 剩 余 税 額 計 余	65,951
税 引 前 当 期 純 住 剩 余 税 額 計 余	△27,678
税 引 前 当 期 純 住 剩 余 税 額 計 余	38,273
税 引 前 当 期 純 住 剩 余 税 額 計 余	128,960

- (注) 1. 子会社等との取引による収益の総額は、3,442百万円、費用の総額は、18,602百万円です。
2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券 3,824百万円、株式等 3,607百万円、外国証券 32,975百万円です。
有価証券売却損の内訳は、国債等債券 3百万円、株式等 195百万円、外国証券 9,172百万円です。
有価証券評価損の内訳は、株式等 130百万円です。
3. 支払備金繰入額の計算上、足し上げられた出再支払備金戻入額の金額は、15百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は、1百万円です。
4. 売買目的有価証券運用益の内訳は、利息及び配当金等収入 0百万円です。
5. 金融派生商品費用には、評価益が 83,740百万円含まれております。
6. 固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。
なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

資産をグルーピングした方法

保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で1つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

減損損失の認識に至った経緯

地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

主な用途	種類	減損損失
賃貸不動産等	土地及び建物等	48,963百万円
遊休不動産等	土地及び建物等	1,699百万円
		計 50,662百万円

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。

なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算定しております。

平成25年度 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで) 基金等変動計算書

(単位：百万円)

	基金等										
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	剰余金							基金等合計
				損失填補準備金	その他剰余金					剰余金合計	
					基金償却準備金	価格変動積立金	社会及び契約者福祉増進基金	別途積立金	当期末処分剰余金		
当 期 首 残 高	270,000	369,000	2	4,404	45,600	165,000	1,555	223	109,804	326,588	965,590
当 期 変 動 額											
社員配当準備金の積立									△58,330	△58,330	△58,330
損失填補準備金の積立				200					△200	—	—
基金利息の支払									△3,574	△3,574	△3,574
当 期 純 剰 余									128,960	128,960	128,960
基金償却準備金の積立					47,000				△47,000	—	—
社会及び契約者福祉増進基金の積立							700		△700	—	—
社会及び契約者福祉増進基金の取崩							△621		621	—	—
土地再評価差額金の取崩									△18,091	△18,091	△18,091
基金等以外の項目の当期変動額(純額)											
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	200	47,000	—	78	—	1,686	48,964	48,964
当 期 末 残 高	270,000	369,000	2	4,604	92,600	165,000	1,634	223	111,491	375,553	1,014,555

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	346,688	△93,037	253,650	1,219,241
当 期 変 動 額				
社員配当準備金の積立				△58,330
損失填補準備金の積立				—
基金利息の支払				△3,574
当 期 純 剰 余				128,960
基金償却準備金の積立				—
社会及び契約者福祉増進基金の積立				—
社会及び契約者福祉増進基金の取崩				—
土地再評価差額金の取崩				△18,091
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	74,591	18,074	92,665	92,665
当 期 変 動 額 合 計	74,591	18,074	92,665	141,630
当 期 末 残 高	421,279	△74,963	346,316	1,360,872

平成25年度 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで) 剰余金処分案

(単位：円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 剰 余 金	111,491,119,285
剰 余 金 処 分 額	111,491,119,285
社 員 配 当 準 備 金	60,141,658,171
差 引 純 剰 余 金	51,349,461,114
損 失 填 補 準 備 金	200,000,000
基 金 利 息	3,449,461,114
任 意 積 立 金	47,700,000,000
基 金 償 却 準 備 金	47,000,000,000
社会及び契約者福祉増進基金	700,000,000

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年 5月19日

住友生命保険相互会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 天 野 秀 樹 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴 木 敏 夫 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 辰 巳 幸 久 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、保険業法第54条の4第2項第1号の規定に基づき、住友生命保険相互会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの平成25年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、基金等変動計算書及び注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査規則に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、内部監査部門その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他相互会社の業務の適正を確保するために必要なものとして保険業法施行規則第23条の8に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（保険業法施行規則第27条の7に定める事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、基金等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月20日

住友生命保険相互会社 監査役会

監査役（常勤） 青 戸 雅 之 ㊟

監査役（常勤） 八 木 信 之 ㊟

監査役（社外監査役） 本 林 徹 ㊟

監査役（社外監査役） 大日向 雅 美 ㊟

監査役（社外監査役） 杉 山 武 彦 ㊟

2. 審議員会審議事項報告の件

定款第28条第4項に基づき、審議員会で報告、審議した事項を次のとおりご報告いたします。

平成25年度第2回審議員会（平成25年11月21日 東京都において開催）

- (1) 平成25年度上半期事業概況等について

平成26年度第1回審議員会（平成26年5月26日 東京都において開催）

- (1) 平成25年度事業概況および決算案について
- (2) 中期経営計画について

上記各項目のほか、ご契約者懇談会におけるご契約者のご意見についても報告し、審議員会で審議しております。

以 上

総代会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

平成25年度剰余金処分案承認の件

議案の内容は38ページに記載のとおりです。

ご契約者への還元に努めるとともに内部留保の充実を図る観点から、次のとおりといたしたいと存じます。

平成25年度の剰余金処分量1114億9111万9285円のうち601億4165万8171円を社員配当準備金に繰り入れたいと存じます。

差引純剰余金513億4946万1114円につきましては、まず、保険業法第58条の規定に基づく損失填補準備金2億円の積立て、平成22年8月、平成23年8月および平成24年8月に募集した基金の拠出者に対する利息34億4946万1114円の支払いに充てたいと存じます。また、任意積立金として、将来の基金償却のための準備金を470億円、社会及び契約者福祉増進基金を7億円、それぞれ積み立てたいと存じます。

第2号議案

社員配当金割当ての件

社員配当金は、資産運用、死亡率その他の発生率、事業費などについての予定と実績との間で生じた剰余に基づき、ご契約の種類、金額、経過期間などに応じて割り当てます。

平成25年度決算に基づき、約款の規定により割り当てる社員配当金は次のとおりといたしたいと存じます。

1. 個人保険および個人年金保険

a. 5年ごと利差配当契約〔販売名称：Wステージ 等〕

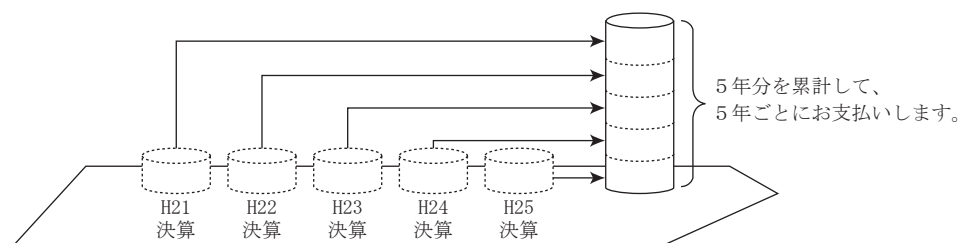
契約ごとに以下の項目（①、②）の合計額とします。ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

項目	計 算 方 法
①利差益配当	直前の5年ごと応当日以降の各保険年度に対して、次の計算式による金額の累計を基準とした金額 計算式：責任準備金 × 各決算年度に基づく利差益配当率（別表1）
②長期継続配当	○定期保険特約等 契約日から経過10年を迎える保険契約の定期保険特約等について、次の計算式による金額 計算式：保険料（年額） × 長期継続配当率（別表2） ○災害・疾病特約 契約日から経過10年を迎える保険契約の災害・疾病特約について、次の計算式による金額 計算式：入院給付日額 × 長期継続配当率（別表3）

（注）「5年ごと応当日」とは契約日の5年ごとの年単位の応当日など、約款に定める日を指します。

<ご参考：5年ごと利差配当契約における利差益配当のイメージ>

（平成21年度契約の例）



（注）ご参考につきましては、5年ごと利差配当契約における利差益配当の仕組みを説明した参考資料であり、決議の対象ではありません。

b. 3年ごと配当契約 [販売名称：ライブワン・Qパック]

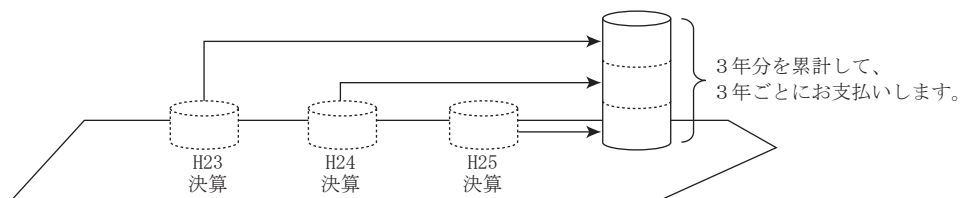
契約ごとに以下の項目 (①、②) の合計額とします。ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

項目	計 算 方 法
①利差益配当	直前の3年ごと応当日以降の各保険年度に対して、次の計算式による金額の累計を基準とした金額 計算式：責任準備金 × 各決算年度に基づく利差益配当率 (別表1)
②長期継続配当	○定期保険特約等 契約日から経過6年および経過9年を迎える保険契約の定期保険特約等について、次の計算式による金額 計算式：保険料 (年額) × 長期継続配当率 (別表4) ○災害・疾病特約 契約日から経過6年および経過9年を迎える保険契約の災害・疾病特約について、次の計算式による金額 計算式：入院給付日額 × 長期継続配当率 (別表5)

(注) 「3年ごと応当日」とは契約日の3年ごとの年単位の応当日など、約款に定める日を指します。

<ご参考：3年ごと配当契約における利差益配当のイメージ>

(平成23年度契約の例)



(注) ご参考につきましては、3年ごと配当契約における利差益配当の仕組みを説明した参考資料であり、決議の対象ではありません。

c. 毎年配当契約

契約ごとに以下の項目（①～④）の合計額とします。ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

項 目	計 算 方 法
①利差益配当	責任準備金 × 利差益配当率（別表1）
②死差益配当	危険保険金 × 死差益配当率（別表6）
③費差益配当	保 險 金 × 費差益配当率（別表7）
④災害・疾病特約配当	特約保険金・入院給付日額 × 災害・疾病特約配当率（別表8）

2. 団体保険

契約ごとに以下のとおり計算した金額とします。

保 険 種 類	計 算 方 法
団体定期保険・総合福祉団体定期保険 団体信用生命保険・消費者信用団体生命保険	死差益 × 配当率（別表9）
団体終身保険・心身障害者扶養者生命保険	0円

3. 団体年金保険

契約ごとに以下のとおり計算した金額とします。

保 険 種 類	計 算 方 法
企業年金保険 新企業年金保険・新企業年金保険(02) 拠出型企業年金保険(02) 厚生年金基金保険・厚生年金基金保険(02) 国民年金基金保険 確定給付企業年金保険(02) 団体生存保険・新団体生存保険	一般勘定部分の責任準備金 × 配当率（別表10）
確定拠出年金保険（単位保険別利率設定型） 新確定拠出年金保険（単位保険別利率設定型） 確定給付企業年金保険	0円

4. 財形保険および財形年金保険

社員配当金は0円とします。

5. 医療保障保険

契約ごとに以下のとおり計算した金額とします。

保 険 種 類	計 算 方 法
医療保障保険（個人型）	次の①、②の合計額 ①死亡保険金 × 配当率（別表11） ②入院給付日額 × 配当率（別表11）
医療保障保険（団体型）	死差益 × 配当率（別表11）

前年度から繰り越された社員配当準備金に、当年度剰余金から繰り入れた社員配当準備金を加えた額のうち、上記の割当てを行った残額は、次年度に繰り越します。

別表1

利 差 益 配 当 率 表

保 険 種 類	配 当 率
予定利率2%以下の保険種類	1. 75%－予定利率
予定利率2%超の保険種類	1. 30%－予定利率

ただし、下記の保険種類については以下のとおりとします。

保 険 種 類	対 象 契 約	配 当 率
毎期精算配当付自由保険 5年ごと利差配当付自由保険	平成7年9月1日以降の 保険料一時払契約※	0%
新個人年金保険 個人年金保険(93) 5年ごと利差配当付個人年金保険 5年ごと利差配当付生存保障重視型 個人年金保険	平成10年7月2日以降の 保険料一時払契約※	0%
予定利率変動型5年ごと利差配当付通増終身保険(一時払い)※ 予定利率変動型5年ごと利差配当付終身保険(一時払い)※		0%
終身保険 5年ごと利差配当付終身保険 連生終身保険 5年ごと利差配当付連生終身保険 特定疾病保障終身保険 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険 5年ごと利差配当付介護年金保障定期保険 5年ごと利差配当付介護年金保障終身保険 5年ごと利差配当付限定告知型終身保険 5年ごと利差配当付終身保険(一時払い) 5年ごと利差配当付通増終身保険(一時払い)	平成10年7月2日以降の 保険料一時払契約	0%
一時払退職後終身保険	平成11年4月2日以降の 保険料一時払契約	0%

- (注) 1. 5年ごと利差配当契約および3年ごと配当契約の場合、上表は平成25年度決算に基づく利益配当率を示しています。
2. 特別条件特約付保険契約および新特別条件特約付保険契約の場合、利益配当率を乗じる責任準備金はこれらの特約を付加していない契約と同じものとします。
3. 上記にかかわらず、5年ごと利差配当付医療定期保険および5年ごと利差配当付医療終身保険、最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険(第1保険期間)、最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険、変額保険(有期型)および変額保険(終身型)(払済保険および延長保険を除きます。)、最低保証付変額保険、変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(08)および新最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(定額払済年金保険を除きます。)ならびに定額年金支払移行特約の利益配当は0円とします。

※ 配当金により保険金を買い増す場合の買増部分および年金支払いに移行した部分を含みます。
ただし、年金支払特約については、平成10年7月2日以降に付加された場合とします。

別表 2

5年ごと利差配当契約に対する長期継続配当率表（定期保険特約等）（例示）

（保険料（年額）について）

保 険 種 類	対 象 契 約	契約 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			5年ごと利差配当付定期保険 定期保険集団扱特約付 5年ごと利差配当付定期保険 5年ごと利差配当付定期保険 5年ごと利差配当付定期保険 5年ごと利差配当付通増定期保険 定期保険特約・保険料特別払込定期保険特約 家族定期保険特約（配偶者型） 通減定期保険特約 保険料特別払込通減定期保険特約 収入保障特約 連生定期保険特約 連生保険料特別払込定期保険特約 連生通減定期保険特約 連生保険料特別払込通減定期保険特約 介護収入保障特約・介護通減定期保険特約 介護保障定期保険特約・養育年金特約	平成19年4月1日以前	男性・ 女性	5%	5%	30%	55%
	平成19年4月2日以降	男性・ 女性	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
新介護収入保障特約 新介護通減定期保険特約 新介護保障定期保険特約	平成19年4月1日以前	男性	25%	25%	50%	75%	75%	55%	55%
		女性	35%	35%	60%	85%	85%	85%	55%
	平成19年4月2日以降	男性	20%	20%	20%	20%	20%	0%	0%
		女性	30%	30%	30%	30%	30%	30%	0%
5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険 5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障定期保険 特定疾病保障定期保険特約 重度慢性疾患保障定期保険特約	平成19年4月1日以前	男性・ 女性	—	2.5%	15%	27.5%	27.5%	27.5%	27.5%
	平成19年4月2日以降	男性・ 女性	—	0%	0%	0%	0%	0%	0%

（注） 1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込満了契約、年金支払開始日以降の契約、払済保険、延長保険、保険料払込免除契約および更新後契約は除きます。

2. 保険料（年額）とは、払込方法（回数）に応じて、月払契約の場合は12、半年払契約の場合は2および年払契約の場合は1を、それぞれ払い込みいただいている保険料に乗じて計算したものとします。ただし、保険料（年額）の計算において特別条件特約付保険契約および新特別条件特約付保険契約の特別保険料部分は含みません。

3. 中途付加などにより、10年を経過しない特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。

4. 契約年齢は主契約の（第1）被保険者の契約年齢とします。ただし、家族定期保険特約（配偶者型）については主契約の契約日における特約の被保険者の年齢とし、養育年金特約については主契約の契約日における保険契約者の年齢とします。

5. 次年度において経過年数が6年以上10年以下の契約で満期到来により消滅する契約および次年度において経過年数が6年以上10年未満の契約で転換により消滅する契約も対象とします。この場合、経過年数に応じた調整を行います。

6. 平成21年度以前に5年ごと利差配当契約から転換した契約のうち、次年度に5年ごと応当日を迎える契約または次年度に転換により消滅する契約については、当該被転換契約の契約期間に対して1－a－②の定期保険特約等に準じて計算した金額を、本表により計算した金額に加えます。

ここで、長期継続配当率は被転換契約の保険種類・契約年齢・経過年数などに応じて0%から40%までとします。

別表3

5年ごと利差配当契約に対する長期継続配当率表（災害・疾病特約）（例示）

（入院給付日額 1,000円について）

保 険 種 類	対 象 契 約	契約 年齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			円	円	円	円	円	円	円
災害入院特約(01) こども災害入院特約(01)		男性	700	700	770	910	1,050	1,050	490
		女性	490	490	490	560	700	0	0
疾病医療特約(01) こども疾病医療特約(01)	平成19年4月1日以前	男性	2,030	1,680	980	0	0	0	0
		女性	2,240	0	0	0	0	0	0
	平成19年4月2日以降	男性	840	840	980	0	0	0	0
		女性	840	0	0	0	700	3,710	4,550
入院治療重点保障特約 こども入院治療重点保障特約		男性	1,890	2,240	1,540	1,050	350	0	0
		女性	1,400	1,190	840	1,120	1,330	2,240	1,960
通院特約 こども通院特約		男性	1,470	1,190	1,820	3,920	6,440	16,170	21,840
		女性	1,610	1,470	1,680	2,870	4,970	12,810	17,710
通院特約(04) こども通院特約(04)		男性	1,960	1,540	2,380	4,970	8,120	19,740	26,250
		女性	2,170	1,890	2,170	3,640	6,300	15,680	21,280
入院保障充実特約 こども入院保障充実特約		男性	280	350	140	0	0	0	0
		女性	140	70	0	70	140	350	280

(注) 1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込満了契約、年金支払開始日以降の契約、払済保険、延長保険、保険料払込免除契約および更新後契約は除きます。

2. 中途付加などにより、10年を経過しない特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。

3. 契約年齢は主契約の被保険者の契約年齢とします。

4. 次年度において経過年数が6年以上10年以下の契約で満期到来により消滅する契約および次年度において経過年数が6年以上10年未満の契約で転換により消滅する契約も対象とします。この場合、経過年数に応じた調整を行います。

5. 入院治療重点保障特約およびこども入院治療重点保障特約は基本給付金額1,000円に対する配当率、通院特約、こども通院特約、通院特約(04)およびこども通院特約(04)は通院給付日額1,000円に対する配当率、入院保障充実特約およびこども入院保障充実特約は入院保障充実給付金額1,000円に対する配当率です。

6. 本人型・本人妻子型・本人妻型・本人子型の型のある保険種類については本人型を記載しています。

別表 4

3年ごと配当契約に対する長期継続配当率表（定期保険特約等）（例示）

（保険料（年額）について）

保 険 種 類	対 象 契 約		契約 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
定期保険特約・保険料特別払込定期保険特約 家族定期保険特約（配偶者型） 通減定期保険特約 保険料特別払込通減定期保険特約 収入保障特約 介護収入保障特約・介護通減定期保険特約 介護保障定期保険特約	平成19年4月1日 以前	経過6年 の契約	男性・ 女性	1%	1%	6%	11%	11%	11%	11%
		経過9年 の契約	男性・ 女性	4%	4%	24%	44%	44%	44%	44%
	平成19年4月2日 以降	経過6年 の契約	男性・ 女性	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
		経過9年 の契約	男性・ 女性	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
新介護収入保障特約 新介護通減定期保険特約 新介護保障定期保険特約	平成19年4月1日 以前	経過6年 の契約	男性	5%	5%	10%	15%	15%	11%	11%
			女性	7%	7%	12%	17%	17%	17%	11%
		経過9年 の契約	男性	20%	20%	40%	60%	60%	44%	44%
			女性	28%	28%	48%	68%	68%	68%	44%
	平成19年4月2日 以降	経過6年 の契約	男性	4%	4%	4%	4%	4%	0%	0%
			女性	6%	6%	6%	6%	6%	6%	0%
経過9年 の契約	男性	16%	16%	16%	16%	16%	0%	0%		
	女性	24%	24%	24%	24%	24%	24%	0%		
特定疾病保障定期保険特約 重度慢性疾患保障保険特約	平成19年4月1日 以前	経過6年 の契約	男性・ 女性	—	0.5%	3%	5.5%	5.5%	5.5%	5.5%
			経過9年 の契約	男性・ 女性	—	2%	12%	22%	22%	22%
	平成19年4月2日 以降	経過6年 の契約	男性・ 女性	—	0%	0%	0%	0%	0%	0%
			経過9年 の契約	男性・ 女性	—	0%	0%	0%	0%	0%

- (注) 1. 次年度の契約当日の前日における保険料払込終了契約（特約が保険料払込免除となっている契約）は除きます。
2. 保険料（年額）とは、払込方法（回数）に応じて、月払契約の場合は12、半年払契約の場合は2および年払契約の場合は1を、それぞれ払い込みいただいている保険料に乗じて計算したものとします。ただし、保険料（年額）の計算において特別条件特約付保険契約および新特別条件特約付保険契約の特別保険料部分は含みません。
3. 中途付加などにより、6年または9年を経過しない特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
4. 契約年齢は主契約の被保険者の契約年齢とします。ただし、家族定期保険特約（配偶者型）については主契約の契約日における特約の被保険者の年齢とします。
5. 次年度において経過年数が6年以上9年以下の契約で第1保険期間が満了となる契約および次年度において経過年数が6年以上9年未満の契約で転換により消滅する契約または保障一括見直し特約により見直しする契約も対象とします。この場合、経過年数に応じた調整を行います。
6. 平成21年度以前に5年ごと利差配当契約から転換した契約または3年ごと配当契約から保障一括見直しした契約のうち、次年度に3年ごと当日を迎える契約または次年度に転換もしくは保障一括見直しする契約については、当該被転換契約または一括見直し前契約の契約期間に対して、それぞれ1-a-②または1-b-②の定期保険特約等に準じて計算した金額を、本表より計算した金額に加えます。
- ここで、長期継続配当率は被転換契約または一括見直し前契約の保険種類・契約年齢・経過年数などに応じて0%から40%までとします。

別表 5

3年ごと配当契約に対する長期継続配当率表（災害・疾病特約）（例示）

（入院給付日額1,000円について）

保 険 種 類	対 象 契 約	契 約 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			円	円	円	円	円	円	円
災害入院特約(01)	経過6年の契約	男性	300	300	330	390	450	450	210
		女性	210	210	210	240	300	0	0
	経過9年の契約	男性	400	400	440	520	600	600	280
		女性	280	280	280	320	400	0	0
疾病医療特約(01)	平成19年4月1日以前	経過6年の契約	男性 870	720	420	0	0	0	0
		女性	960	0	0	0	0	0	0
	平成19年4月2日以降	経過6年の契約	男性 360	360	420	0	0	0	0
		女性	360	0	0	0	300	1,590	1,950
	経過9年の契約	男性	480	480	560	0	0	0	0
		女性	480	0	0	0	400	2,120	2,600
入院治療重点保障特約	経過6年の契約	男性	810	960	660	450	150	0	0
		女性	600	510	360	480	570	960	840
	経過9年の契約	男性	1,080	1,280	880	600	200	0	0
		女性	800	680	480	640	760	1,280	1,120
通院特約	経過6年の契約	男性	630	510	780	1,680	2,760	6,930	9,360
		女性	690	630	720	1,230	2,130	5,490	7,590
	経過9年の契約	男性	840	680	1,040	2,240	3,680	9,240	12,480
		女性	920	840	960	1,640	2,840	7,320	10,120
通院特約(04)	経過6年の契約	男性	840	660	1,020	2,130	3,480	8,460	11,250
		女性	930	810	930	1,560	2,700	6,720	9,120
	経過9年の契約	男性	1,120	880	1,360	2,840	4,640	11,280	15,000
		女性	1,240	1,080	1,240	2,080	3,600	8,960	12,160
入院保障充実特約	経過6年の契約	男性	120	150	60	0	0	0	0
		女性	60	30	0	30	60	150	120
	経過9年の契約	男性	160	200	80	0	0	0	0
		女性	80	40	0	40	80	200	160

- (注) 1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込終了契約（特約が保険料払込免除となっている契約）は除きます。
2. 中途付加などにより、6年または9年を経過しない特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
3. 契約年齢は主契約の被保険者の契約年齢とします。
4. 次年度において経過年数が6年以上9年以下の契約で第1保険期間が満了となる契約および次年度において経過年数が6年以上9年未満の契約で転換により消滅する契約または保障一括見直し特約により見直しする契約も対象とします。この場合、経過年数に応じた調整を行います。
5. 入院治療重点保障特約は基本給付金額1,000円に対する配当率、通院特約および通院特約(04)は通院給付日額1,000円に対する配当率、入院保障充実特約は入院保障充実給付金額1,000円に対する配当率です。
6. 本人型・本人妻字型・本人妻型・本人子型の型のある保険種類については本人型を記載しています。

別表6

死 差 益 配 当 率 表 (例 示)

(危険保険金 100万円について)

保 険 種 類	対 象 契 約	到 達 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	
			円	円	円	円	円	円	円	
毎期精算配当付自由保険 新教育保険・定期付養老保険 生存給付金付終身保険・終身保険 通増年金収入保障保険 生存給付金付通増年金収入保障保険 定期保険 連生終身保険・定期保険特約 家族定期保険特約(配偶者型) 家族定期保険特約(子型) 増加養老保険・増加養老保険特約 増加終身保険・増加生存保険 養老保険特約・終身保険特約 保険料特別払込定期保険特約 生存給付金付定期保険特約 連生定期保険特約 連生保険料特別払込定期保険特約 増加連生終身保険・増加連生生存保険 連生終身保険特約・通減定期保険特約 連生通減定期保険特約・収入保障特約 保険料特別払込通減定期保険特約 連生保険料特別払込通減定期保険特約 定期保険集団扱特約付定期保険 一時払退職後終身保険 一時払退職後終身保険定期保険特約 個人年金保険・新個人年金保険	昭和44年5月以前の契約	男性	—	—	—	2,430	5,470	14,610	35,370	
		女性	—	—	—	2,930	6,940	19,100	47,970	
	昭和44年6月以降 昭和49年4月以前の契約	男性	—	—	—	1,660	4,190	12,390	33,520	
		女性	—	—	—	2,160	5,660	16,880	46,120	
	昭和49年5月以降 昭和51年3月1日以前の契約	男性	—	—	—	900	1,510	5,370	15,090	
		女性	—	—	—	1,400	2,980	9,860	27,690	
	昭和51年3月2日以降 昭和56年4月1日以前の契約	男性	—	—	410	900	1,510	5,370	15,090	
		女性	—	—	690	830	1,390	5,390	15,730	
	昭和56年4月2日以降 昭和60年4月1日以前の契約	男性	—	—	10	410	860	3,730	11,630	
		女性	—	—	30	320	520	2,720	9,230	
	昭和60年4月2日以降 平成2年4月1日以前の契約	男性	—	0	0	300	1,030	2,900	8,650	
		女性	—	0	0	300	370	1,670	6,390	
	平成2年4月2日以降 平成8年4月1日以前の契約	男性	—	0	0	240	860	2,060	4,860	
		女性	—	0	0	170	240	1,140	4,780	
	平成8年4月2日 以降の保険年齢 方式の契約	配当回数10回目を降 または更新後契約	男性	0	0	0	130	230	2,060	3,590
			女性	0	0	0	120	240	1,020	3,150
		配当回数4回目を降 9回目以内	男性	0	0	20	130	230	2,060	3,590
			女性	0	0	0	120	240	1,020	3,150
		配当回数3回目以内	男性	0	190	220	230	340	2,060	3,590
			女性	0	60	130	190	430	1,020	3,150
平成19年4月2日 以降の満年齢 方式の契約	配当回数4回目を降 9回目以内	男性	0	0	50	50	90	190	490	
	女性	0	0	40	50	80	120	290		
配当回数3回目以内	男性	0	0	250	160	190	190	490		
	女性	0	40	170	120	260	120	290		
変額保険(有期型) 変額保険(終身型)	平成6年4月1日以前の契約	男性	—	—	0	70	640	2,150	6,470	
		女性	—	—	0	0	160	1,210	5,350	
	平成6年4月2日以降 平成8年4月1日以前の契約	男性	—	—	0	70	470	1,310	2,680	
		女性	—	—	0	0	100	680	3,740	
	平成8年4月2日 以降の契約	配当回数10回目を降	男性	—	—	0	70	140	1,310	1,410
		女性	—	—	0	0	100	560	2,110	
配当回数9回目以内	男性	—	—	20	70	140	1,510	1,610		
	女性	—	—	0	0	230	760	2,310		
保障付積立保険		男性	0	0	50	50	90	190	490	
		女性	0	0	40	50	80	120	290	
祝金付特別終身保険	昭和44年5月以前の契約	男性	—	—	—	—	—	—	35,290	
		女性	—	—	—	—	—	—	47,890	
	昭和44年6月以降 昭和49年4月以前の契約	男性	—	—	—	—	—	—	33,520	
		女性	—	—	—	—	—	—	46,120	
	昭和49年5月以降 昭和51年3月1日以前の契約	男性	—	—	—	—	—	—	15,090	
		女性	—	—	—	—	—	—	27,690	
昭和51年3月2日以降の契約	男性	—	—	—	—	—	5,370	15,090		
	女性	—	—	—	—	—	5,390	15,730		
特定疾病保障終身保険 特定疾病保障定期保険 特定疾病保障終身保険特約 特定疾病保障定期保険特約	配当回数10回目を降 または更新後契約	男性	—	0	0	130	330	2,060	3,870	
		女性	—	0	0	120	240	1,050	3,720	
	配当回数4回目を降 9回目以内	男性	—	0	0	150	530	2,060	4,070	
		女性	—	0	0	120	430	1,280	4,070	
	配当回数3回目以内	男性	—	140	160	350	730	2,060	4,070	
		女性	—	60	160	240	630	1,280	4,070	
重度慢性疾患保障保険 重度慢性疾患保障保険特約	配当回数10回目を降 または更新後契約	男性	—	0	0	130	230	2,060	3,590	
		女性	—	0	0	120	240	1,020	3,150	
	配当回数4回目を降 9回目以内	男性	—	0	0	130	400	2,060	3,590	
		女性	—	0	0	120	250	1,040	3,420	
	配当回数3回目以内	男性	—	150	160	310	600	2,060	3,590	
		女性	—	60	130	200	450	1,040	3,420	
介護収入保障特約 新介護収入保障特約		男性	—	0	0	140	330	2,450	4,410	
		女性	—	0	0	110	260	1,110	3,960	

死 差 益 配 当 率 表 (例 示) (続 き)

- (注) 1. 到達年齢とは、前年度の契約応当日における被保険者の年齢です。ただし、定期保険集団扱特約付定期保険、一時払退職後終身保険、一時払退職後終身保険定期保険特約、保障付積立保険ならびに昭和60年4月2日以降契約の増加養老保険、増加養老保険特約、増加終身保険、増加生存保険、増加連生終身保険および増加連生生存保険は当年度の契約応当日における被保険者の年齢です。
2. 新教育保険については契約者、連生終身保険、連生定期保険特約、連生保険料特別払込定期保険特約、連生連減定期保険特約、連生保険料特別払込連減定期保険特約、増加連生終身保険、増加連生生存保険および連生終身保険特約については第2被保険者の到達年齢および性に応じた死差益配当率を加算します。
3. 平成8年4月2日以降平成11年4月1日以前の転換特約付保険契約については、予定死亡率の水準に応じた率とします。
4. 一時払退職後終身保険および一時払退職後終身保険定期保険特約の昭和62年3月以前の契約については、昭和56年4月2日以降昭和60年4月1日以前の契約の率を使用します。
5. 定期保険の昭和44年6月以降昭和44年9月以前の契約については、昭和44年5月以前の契約の率を使用します。
6. 更新後契約には、更新後の定期保険特約等および更新時に他の特約から変更後の定期保険特約等を含みます。
7. 変額保険（有期型）または変額保険（終身型）の払済保険および延長保険については、それぞれ契約時期、配当回数、到達年齢および性に応じた死差益配当率を適用します。
8. 最低保証付変額保険、変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）(08)または新最低保証付変額個人年金保険（一時払い）の定額払済年金保険については、契約時期または定額払済年金保険への変更時期、配当回数、到達年齢および性に応じた死差益配当率を適用します。
9. 保証期間付終身年金保険、個人年金保険(93)、年金支払開始日以降の契約、平成7年9月1日以降の保険料一時払契約の毎期精算配当付自由保険（配当金により保険金を買い増す場合の買増部分を含みます。）および平成10年7月2日以降の保険料一時払契約の新個人年金保険の死差益配当率は0とします。
10. 最低保証付変額保険、変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）(08)および新最低保証付変額個人年金保険（一時払い）（定額払済年金保険を除きます。）の死差益配当は0円とします。
11. 新特別条件特約付保険契約の場合、死差益配当率を乗じる危険保険金は本特約を付加していない契約と同じものとします。

別表 7

費 差 益 配 当 率 表

1. 保険料払込中

(保険金 100万円について)

保 険 種 類	対 象 契 約	基 本 部 分	定 期 部 分
毎期精算配当付自由保険	昭和49年4月以前 保険金50万円以上の契約 保険金50万円未満の契約	円 1,650 2,650	円 — —
	昭和49年5月以降 昭和56年4月1日以前	1,650	—
	昭和56年4月2日以降 昭和60年4月1日以前	1,000	—
	昭和60年4月2日以降 平成2年4月1日以前	600	—
	平成2年4月2日以降 平成5年4月1日以前	250	—
	平成5年4月2日以降 平成11年4月1日以前	50	—
	平成11年4月2日以降	0	—
	新教育保険	平成5年4月1日以前	50
平成5年4月2日以降 平成11年4月1日以前		50	0
平成11年4月2日以降		0	0
定期付養老保険	昭和45年11月9日以前	1,650	1,600
	昭和45年11月10日以降 昭和56年4月1日以前	1,650	1,100
	昭和56年4月2日以降	1,000	950
祝金付特別終身保険		1,650	1,100
生存給付金付終身保険	昭和56年4月1日以前	1,900	1,100
	昭和56年4月2日以降	1,000	950
終身保険	昭和60年4月1日以前	1,000	—
	昭和60年4月2日以降 平成2年4月1日以前	600	—
	平成2年4月2日以降 平成5年4月1日以前	250	—
	平成5年4月2日以降 平成11年4月1日以前	50	—
	平成11年4月2日以降	0	—
通増年金収入保障保険		1,650	1,100

費差益配当率表(続き)

(保険金 100万円について)

保 險 種 類	対 象 契 約	基 本 部 分	定 期 部 分
生存給付金付通増年金収入保障保険	昭和56年4月1日以前	円 1,900	円 1,100
	昭和56年4月2日以降 昭和60年4月1日以前	1,000	950
	昭和60年4月2日以降 平成2年4月1日以前	600	550
	平成2年4月2日以降	250	200
定期保険	昭和56年4月1日以前	-	1,100
	昭和56年4月2日以降 昭和60年4月1日以前	-	950
	昭和60年4月2日以降 平成2年4月1日以前	-	550
	平成2年4月2日以降 平成5年4月1日以前	-	200
	平成5年4月2日以降	-	0
定期保険集団扱特約付定期保険		-	0
連生終身保険	平成5年4月1日以前	250	-
	平成5年4月2日以降 平成11年4月1日以前	50	-
	平成11年4月2日以降	0	-
保障付積立保険		70	-
特定疾病保障終身保険	平成11年4月1日以前	50	-
	平成11年4月2日以降	0	-
特定疾病保障定期保険		-	0
重度慢性疾患保障保険		-	0
変額保険(有期型)	平成6年4月1日以前	600	-
	平成6年4月2日以降	50	-
変額保険(終身型)	平成6年4月1日以前	600	-
	平成6年4月2日以降	50	-
個人年金保険		-	1,000
新個人年金保険	平成2年4月1日以前	-	600
	平成2年4月2日以降 平成5年4月1日以前	-	250
	平成5年4月2日以降 平成11年4月1日以前	-	50
	平成11年4月2日以降	-	0
個人年金保険(93)	平成11年4月1日以前	-	50
	平成11年4月2日以降	-	0

費差益配当率表(続き)

(保険金 100万円について)

保 險 種 類	対 象 契 約	基 本 部 分	定 期 部 分
定期保険特約	昭和56年4月1日以前	円 —	円 1,100
	昭和56年4月2日以降 昭和60年4月1日以前	—	950
	昭和60年4月2日以降 平成2年4月1日以前	—	550
	平成2年4月2日以降 平成5年4月1日以前	—	200
	平成5年4月2日以降	—	0
家族定期保険特約(配偶者型) 家族定期保険特約(子型)	平成2年4月1日以前	—	550
	平成2年4月2日以降 平成5年4月1日以前	—	200
	平成5年4月2日以降	—	0
養老保険特約	平成2年4月1日以前	600	—
	平成2年4月2日以降 平成5年4月1日以前	250	—
	平成5年4月2日以降 平成11年4月1日以前	50	—
	平成11年4月2日以降	0	—
終身保険特約	平成2年4月1日以前	600	—
	平成2年4月2日以降 平成5年4月1日以前	250	—
	平成5年4月2日以降 平成11年4月1日以前	50	—
	平成11年4月2日以降	0	—
生存給付金付定期保険特約	平成5年4月1日以前	50	200
	平成5年4月2日以降 平成11年4月1日以前	50	0
	平成11年4月2日以降	0	0
新生存給付金付定期保険特約		0	0
連生定期保険特約	平成5年4月1日以前	—	200
	平成5年4月2日以降	—	0
連生終身保険特約	平成5年4月1日以前	250	—
	平成5年4月2日以降 平成11年4月1日以前	50	—
	平成11年4月2日以降	0	—
通減定期保険特約	平成5年4月1日以前	—	200
	平成5年4月2日以降	—	0
連生通減定期保険特約		—	0
特定疾病保障終身保険特約	平成11年4月1日以前	50	—
	平成11年4月2日以降	0	—
特定疾病保障定期保険特約		—	0
重度慢性疾患保障保険特約		—	0
収入保障特約		—	0
介護収入保障特約		—	0
新介護収入保障特約		—	0

費差益配当率表(続き)

2. 保険料払済後

昭和56年4月1日以前契約	定期部分100万円について、1,000円
昭和56年4月2日以降契約	0円

3. 保険料払込中の配当回数4回目以降の契約または更新後契約(更新後の定期保険特約等および更新時に他の特約から変更後の定期保険特約等を含みます。以下同じ)については、次の金額を加算します。

(1) 契約ごとに配当回数5回目ごとに保険金額2000万円超の部分の保険金100万円について300円

(2) 契約ごとの保険金額が3000万円以上5000万円未満の場合は保険金100万円について50円、保険金額が5000万円以上の場合は保険金100万円について100円

(注) 1. 配当回数1回目の契約の費差益配当率は0とします。ただし、更新後契約は除きます。

2. 最低保証付変額保険、変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(08)および新最低保証付変額個人年金保険(一時払い)の費差益配当は0円とします。

災害・疾病特約配当率表(例示)

(特約保険金 100万円について)

保 険 種 類	対 象 契 約	配 当 率	
		男 性	女 性
傷害特約	昭和58年4月1日以前	円 200	円 350
	昭和58年4月2日以降 平成2年4月1日以前	100	150
	平成2年4月2日以降 平成13年4月1日以前	50	50
	平成13年4月2日以降	0	0
災害保障特約	昭和51年3月1日以前	1,280	1,650
	昭和51年3月2日以降	480	850
年金災害保障特約		1,280	1,650
交通災害保障特約	昭和51年3月1日以前	930	1,110
	昭和51年3月2日以降	330	510
家族災害保障特約	昭和51年3月1日以前	1,490	—
	昭和51年3月2日以降	570	—
災害死亡割増支払特約		400	550
災害倍額保障・定期保険特約	災害死亡割増支払特約相当部分	300	450
	災害割増特約相当部分	200	350
災害割増特約	昭和58年4月1日以前	200	350
	昭和58年4月2日以降 平成2年4月1日以前	100	150
	平成2年4月2日以降 平成13年4月1日以前	50	50
	平成13年4月2日以降	0	0
がん診断特約		0	0

災害・疾病特約配当率表(例示)(続き)

(入院給付日額 1,000円について)

保 険 種 類	配 当 率	
	男 性	女 性
災害入院特約	円 275	円 500
手術給付金付疾病入院保障特約	0	0
疾病医療特約	0	0
成人病特約	0	0
成人病医療特約	0	0
新成人病医療特約(87)	0	0
成人病医療特約(01)	0	0
女性疾病医療特約	—	0
女性疾病医療特約(01)	—	0
傷害損傷特約	0	0
傷害損傷特約(04)	0	0
先進医療特約	0	0
総合医療特約	0	0
こども総合医療特約	0	0
入院保障充実特約(09)	0	0
こども入院保障充実特約(09)	0	0
成人病入院特約(09)	0	0
女性疾病入院特約(09)	—	0
がん入院特約(09)	0	0
新先進医療特約	0	0
がん薬物治療特約	0	0

災害・疾病特約配当率表(例示)(続き)

(入院給付日額 1,000円について)

保険種類	対象契約	到達年齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			円	円	円	円	円	円	円
新災害入院特約(87) 新こども災害入院特約(87)		男性	375	375	375	375	375	375	375
		女性	555	555	555	555	555	555	555
災害入院特約(01) こども災害入院特約(01)	平成13年4月1日以前	男性	375	375	375	375	375	375	375
		女性	555	555	555	555	555	555	555
	平成13年4月2日以降 平成19年4月1日以前	男性	150	150	150	150	150	150	150
		女性	105	105	105	105	105	105	105
	平成19年4月2日以降	男性	150	150	150	180	210	225	150
		女性	105	105	105	105	135	165	0
新疾病医療特約(87) 新こども疾病医療特約(87)		男性	920	730	710	530	0	0	0
		女性	970	550	0	0	0	0	0
疾病医療特約(01) こども疾病医療特約(01)	平成13年4月1日以前	男性	930	750	730	550	0	0	0
		女性	980	550	0	0	0	0	0
	平成13年4月2日以降 平成19年4月1日以前	男性	430	250	230	50	0	0	0
		女性	480	50	0	0	0	0	0
	平成19年4月2日以降	男性	160	110	130	160	0	0	0
		女性	190	0	0	0	60	220	690
通院特約 こども通院特約	平成13年4月1日以前	男性	390	230	220	410	770	1,550	3,020
		女性	340	280	260	320	610	1,280	2,490
	平成13年4月2日以降 平成19年4月1日以前	男性	340	180	170	360	670	1,400	2,870
		女性	290	230	210	270	510	1,130	2,340
	平成19年4月2日以降	男性	340	180	170	360	670	1,400	2,870
		女性	290	230	210	270	510	1,130	2,340
通院特約(04)	平成19年4月1日以前	男性	460	230	230	470	850	1,750	3,470
		女性	400	310	270	350	640	1,400	2,840
	平成19年4月2日以降	男性	460	230	230	470	850	1,750	3,470
		女性	400	310	270	350	640	1,400	2,840
入院初期給付特約		男性	90	180	180	70	0	0	0
		女性	80	90	0	0	50	120	170
入院治療重点保障特約	平成19年4月1日以前	男性	210	310	300	190	110	0	0
		女性	200	210	140	130	160	250	300
	平成19年4月2日以降	男性	210	310	300	190	110	0	0
		女性	200	210	140	130	160	250	300
入院保障充実特約		男性	20	50	50	10	0	0	0
		女性	20	20	0	0	10	30	40

(注) 1. 災害入院特約、新災害入院特約(87)、新こども災害入院特約(87)、災害入院特約(01)およびこども災害入院特約(01)は入院給付日額1,500円に対する配当率です。

2. 通院特約、こども通院特約および通院特約(04)は通院給付日額1,000円に対する配当率、傷害損傷特約および傷害損傷特約(04)は運動器損傷給付金額1万円に対する配当率、入院治療重点保障特約は基本給付金額1,000円に対する配当率、先進医療特約および新先進医療特約は1件に対する配当率、入院保障充実特約、入院保障充実特約(09)およびこども入院保障充実特約(09)は入院保障充実給付金額1,000円、がん薬物治療特約はがん薬物治療給付金額1万円に対する配当率です。

3. 到達年齢は主契約の被保険者の到達年齢です。

4. 本人型・本人妻子型・本人妻型・本人子型の型のある特約種類については本人型を記載しています。

別表9

団体保険に対する配当率表

保 険 種 類	配 当 率
団体定期保険	団体の被保険者数などに応じて、14%から97%まで
総合福祉団体定期保険	団体の被保険者数などに応じて、14%から98.7%まで
団体信用生命保険 消費者信用団体生命保険	団体の被保険者数に応じて、10%から97%まで

- (注) 1. 配当率を乗じる死差益には、(総合福祉) 団体定期保険年金払特約部分を含みません。
2. (総合福祉) 団体定期保険年金払特約部分については、年金受取人ごとに責任準備金×利差益配当率(別表1)とします。(この金額がマイナスとなる場合は0円とします。)
3. 団体信用生命保険3大疾病保障特約が付加されている契約の死亡・高度障害・3大疾病部分については、団体の被保険者数に応じて、6%から85%までの率とします。

別表10

団体年金保険に対する配当率表

保 険 種 類	配 当 率
企業年金保険 新企業年金保険・新企業年金保険(02) 厚生年金基金保険・厚生年金基金保険(02) 国民年金基金保険 確定給付企業年金保険(02) 団体生存保険・新団体生存保険	予定利率0.75%または1.25%に対する責任準備金に対して、0.30% 上記以外は、0%
拋出型企業年金保険(02)	予定利率0.75%に対する責任準備金に対して、0.73% 予定利率1.25%に対する責任準備金に対して、0.23% 上記以外は、0%

- (注) 1. 責任準備金には、新単位別利率設定特約(I型)部分の責任準備金を含みません。
2. 企業年金保険については、責任準備金に上記の配当率を乗じた金額に、企業年金保険と拋出型企業年金保険(02)との付加保険料の差額に対する調整を行います。(この調整後の金額がマイナスとなる場合は0円とします。)
3. 新企業年金保険、新企業年金保険(02)、団体生存保険および新団体生存保険については、責任準備金に上記の配当率を乗じた金額に、生存損益を加えます。(この加えた後の金額がマイナスとなる場合は0円とします。)
4. 遺族年金特約が付加されている契約については、本表により計算した金額に死差益×遺族年金特約配当率を加えます。ここで、この配当率は団体の被保険者数に応じて、50%から95%までとします。

別表11

医療保障保険に対する配当率表

保 険 種 類	配 当 率
医療保障保険(個人型)	①被保険者の年齢に応じて、死亡保険金100万円について360円まで ②被保険者の年齢および性に応じて、入院給付日額1,000円について550円から800円まで
医療保障保険(団体型)	団体の被保険者数に応じて、25%から70%まで

第3号議案

取締役14名選任の件

本総代会終結の時をもって取締役（14名）全員の任期が満了いたしますので、取締役14名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりです。

氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
<p>さとう よしお 佐藤 義雄 昭和24年8月25日生</p>	<p>昭和48年4月 当社入社 平成12年7月 取締役 平成14年4月 常務取締役嘱常務執行役員 平成19年7月 代表取締役社長嘱代表執行役員 平成23年7月 代表取締役社長 社長執行役員 平成26年4月 代表取締役会長（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 読賣テレビ放送株式会社 社外取締役 一般社団法人生命保険協会 会長 パナソニック株式会社 社外監査役（平成26年6月26日就任予定） サカティンクス株式会社 社外監査役（平成26年6月27日就任予定）</p>
<p>はしもと まさひろ 橋本 雅博 昭和31年2月21日生</p>	<p>昭和54年4月 当社入社 平成18年4月 執行役員 平成19年7月 常務取締役嘱常務執行役員 平成23年7月 取締役 常務執行役員 平成24年4月 代表取締役 専務執行役員 平成26年4月 代表取締役社長 社長執行役員（現任）</p>
<p>うらた はるお 浦田 治男 昭和28年2月12日生</p>	<p>昭和51年4月 当社入社 平成16年10月 執行役員 平成19年7月 常務取締役嘱常務執行役員 平成23年7月 取締役 常務執行役員 平成24年4月 代表取締役 専務執行役員 平成26年4月 代表取締役 副社長執行役員（現任） [総務部、主計部、経理部] 担当</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社ダイヘン 社外監査役</p>
<p>やまぐち ひろし 山 口 博 昭和30年10月1日生</p>	<p>昭和53年4月 当社入社 平成17年4月 執行役員 平成21年4月 常務執行役員 平成24年7月 取締役 常務執行役員 平成26年4月 代表取締役 専務執行役員（現任） [内部監査企画部、内部監査部] 担当</p>

氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
しもむらひろゆき 下村弘之 昭和30年10月24日生	昭和54年4月 当社入社 平成20年4月 執行役員 平成23年4月 常務執行役員 平成24年7月 取締役 常務執行役員 平成26年4月 代表取締役 専務執行役員 (現任) [営業企画部、ウェルズ開発部、営業総括部、営業人事部、都心営業総局、大阪営業総局、北海道事業本部、神奈川・千葉事業本部] 担当
のろゆきお 野呂幸雄 昭和32年7月20日生	昭和56年4月 当社入社 平成19年4月 執行役員 平成21年4月 常務執行役員 平成21年7月 常務取締役嘱常務執行役員 平成23年7月 取締役 常務執行役員 平成26年4月 取締役 専務執行役員 (現任) [事務サービス企画部、契約サービス部、お客さまサービス部、支払管理部、保険金部、契約審査部、法人総合サービス部] 担当
ほんじょうまさや 本城正哉 昭和32年11月5日生	昭和56年4月 当社入社 平成19年4月 執行役員 平成21年4月 常務執行役員 平成21年7月 常務取締役嘱常務執行役員 平成23年7月 取締役 常務執行役員 平成26年4月 取締役 専務執行役員 (現任) [ブランドコミュニケーション部、企画部、勤労部、人事部] 担当
しのはらひでのり 篠原秀典 昭和33年12月3日生	昭和56年4月 当社入社 平成20年4月 執行役員 平成22年4月 常務執行役員 平成24年7月 取締役 常務執行役員 (現任) [代理店事業部、代理店事業管理部、代理店営業部、情報システム部、金融法人部] 担当
いぬいまさと 乾真人 昭和34年9月27日生	昭和57年4月 当社入社 平成21年4月 執行役員 平成23年7月 常務執行役員 平成24年7月 取締役 常務執行役員 (現任) [リスク管理統括部、コンプライアンス統括部、お客さま満足推進部] 担当 (重要な兼職の状況) サカタインクス株式会社 社外監査役 (平成26年6月27日退任予定)

氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
ふじ 藤 よう 洋 さく 作 昭和12年9月14日生	昭和35年4月 関西電力株式会社入社 平成5年6月 同社取締役 平成9年6月 同社専務取締役 平成11年6月 同社代表取締役副社長 平成13年6月 同社代表取締役社長 平成17年6月 同社取締役 平成18年6月 同社取締役相談役 平成19年6月 同社相談役 平成19年7月 当社社外取締役（現任） 平成24年7月 関西電力株式会社顧問（現任） (重要な兼職の状況) 関西電力株式会社 顧問 株式会社原子力安全システム研究所 代表取締役会長 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 社外取締役 一般財団法人省エネルギーセンター 会長（代表理事）
かま の ひろ ゆき 蒲 野 宏 之 昭和20年7月21日生	昭和46年4月 外務省入省 昭和53年4月 外務省北米第一課長補佐 昭和54年4月 最高裁判所司法修習生 昭和56年9月 米国アーノルド・ポーター法律事務所弁護士 昭和63年10月 蒲野綜合法律事務所代表弁護士（現任） 平成19年7月 当社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 蒲野綜合法律事務所 代表弁護士 株式会社小松製作所 社外監査役 日本碍子株式会社 社外取締役
ふじ ぬま つぐ おき 藤 沼 亜 起 昭和19年11月21日生	昭和44年4月 堀江・森田共同監査事務所入所 昭和45年6月 アーサーヤング公認会計士共同事務所入所 昭和49年11月 公認会計士資格取得 昭和57年6月 アーサーヤング公認会計士共同事務所パートナー 昭和61年5月 監査法人朝日新和会計社入社 平成3年5月 同監査法人代表社員 平成5年6月 太田昭和監査法人代表社員 平成16年7月 日本公認会計士協会会長 平成19年7月 日本公認会計士協会相談役（現任） 平成20年4月 中央大学大学院戦略経営研究科特任教授（現任） 平成20年7月 当社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 日本公認会計士協会 相談役 住友商事株式会社 社外監査役 野村ホールディングス株式会社 社外取締役 野村証券株式会社 社外取締役 武田薬品工業株式会社 社外監査役 株式会社セブン&アイ・ホールディングス 社外監査役

氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
おお した りょう 大 下 亮 昭和31年3月30日生	昭和53年4月 当社入社 平成10年4月 千住支社長 平成13年3月 東京西支社長 平成16年4月 横浜支社長 平成19年1月 支配人兼九州営業局長 平成20年3月 支配人兼仙台支社長兼東北総合法人部長 平成21年9月 執行役員兼仙台支社長兼東北総合法人部長 平成23年5月 執行役員兼（東京本社）総合法人第1本部長 平成24年3月 常務執行役員兼総合法人第1本部長 平成24年4月 三井生命保険株式会社常務執行役員 平成24年6月 同社取締役常務執行役員 平成25年4月 当社常務執行役員（現任） [（本社）総合法人本部] 担当、（本社）総合法人本部長
ふじ い ひろ し 藤 井 裕 嗣 昭和33年12月14日生	昭和56年4月 当社入社 平成11年10月 静岡支社長 平成14年1月 福井支社長 平成16年10月 大阪南支社長 平成19年7月 営業人事部長 平成21年3月 営業総括部長 平成21年4月 執行役員兼営業総括部長 平成23年3月 執行役員兼大阪神戸営業総局長 平成24年4月 常務執行役員兼大阪神戸営業総局長 平成26年3月 常務執行役員（現任） [教育部、教育研修所、商品部、損保事業部] 担当

(注) 1. 「略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況」は、平成26年5月23日現在の状況です。

2. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

3. 社外取締役候補者に関する事項

(1) 藤洋作氏、蒲野宏之氏および藤沼亜起氏は、社外取締役候補者です。

(2) 藤洋作氏については、電力会社の代表取締役経験者としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者とするものです。

(3) 蒲野宏之氏については、法律の専門家としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者とするものです。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、国際取引・金融等の企業法務を専門とする弁護士として十分な知識、経験および見識を有すると認められるため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

(4) 藤沼亜起氏については、企業会計分野における豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者とするものです。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、大手監査法人の代表社員として企業会計の職務に携わるなど、その経歴を通じて専門家として十分な知識、経験および見識を有すると認められるため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

なお、同氏が社外取締役を務める野村證券株式会社は、公募増資案件にかかる法人関係情報に関する管理態勢に不備が認められた等として、平成24年8月、金融庁より業務

改善命令を受けました。同氏は日頃から取締役会において法令遵守や内部管理態勢の重要性を踏まえた発言を行っており、本件発生後は、上記業務改善命令に基づき提出した改善報告書の内容の確認と改善状況のモニタリングを実施しております。

(5) 藤洋作氏、蒲野宏之氏および藤沼亜起氏は、現在、当社の社外取締役です。藤洋作氏および蒲野宏之氏の当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総代会終結の時をもって7年です。また、藤沼亜起氏の当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総代会終結の時をもって6年です。

(6) 当社は、社外取締役に有為な人材を迎えられるようにするため、社外取締役との間で、当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。当社は、藤洋作氏、蒲野宏之氏および藤沼亜起氏との間で、当該責任限定契約を締結しており、3氏が原案どおり社外取締役に選任された場合は、当該責任限定契約は引き続き効力を有します。当該責任限定契約の内容の概要は、次のとおりです。

- ・ 保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第425条第1項第1号に掲げる額に限定する。

4. 常務に従事する取締役候補者の選出にあたっては、その適格性に関し、保険業法第8条の2第1項に定める事項を「保険会社向けの総合的な監督指針」に基づいて確認しております。

第4号議案

監査役1名選任の件

本総代会終結の時をもって監査役青戸雅之氏が辞任により退任いたしますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりです。

氏名 生年月日	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)
おお しま こう ぞう 大 嶋 孝 造 昭和33年2月17日生	昭和55年4月 当社入社 平成17年4月 経理部長 平成18年4月 保険計理人(現任)

- (注) 1. 「略歴、当社における地位、重要な兼職の状況」は、平成26年5月23日現在の状況です。
2. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 監査役候補者の選出にあたっては、その適格性に関し、保険業法第8条の2第1項に定める事項を「保険会社向けの総合的な監督指針」に基づいて確認しております。

以上